

官報

号外

昭和四十年十二月二十日

第五十一回 衆議院會議録 第一号

昭和四十年十二月二十日(月曜日)

議事日程 第一号

昭和四十年十二月二十日

午前十時開議

第一 議席の指定

○本日の會議に付した案件

仮議長の選挙

議長辭職の件

副議長辭職の件

議長選挙

副議長の選挙

日程第一 議席の指定

福田大蔵大臣の昭和四十年年度一般会計補正予算

(第3号)等についての発言

國務大臣の演説に対する質疑

昭和四十年年度における財政処理の特別措置に關する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後二時三十分開議

〔事務総長久保田義磨君議長席に着く〕

○事務総長(久保田義磨君) これより開会いたします。

昨十九日、議長船田中君及び副議長田中伊三次君から、それぞれ辭職願が提出されました。よつて、議長及び副議長がともに事故ある場合として、国会法第二十二條の規定により、仮議長を選挙しなければなりません。つきましては、同條の規定により、私がこの際暫時議長の職務を行ないます。

仮議長の選挙

○事務総長(久保田義磨君) 仮議長の選挙を行ないます。

○海部俊樹君 仮議長の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されんことを望みます。

○事務総長(久保田義磨君) 海部俊樹君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○事務総長(久保田義磨君) 御異議なしと認めます。よつて、福永健司君を仮議長に指名いたします。

〔拍手〕

この際、仮議長福永健司君の御着席を願います。福永健司君。

〔仮議長福永健司君議長席に着く〕

○仮議長(福永健司君) 御推挙によりまして、仮議長に選任されました。

諸君の御協力によりまして大過なきを期したいと存じます。よろしくお願いいたします。(拍手)

議長辭職の件

副議長辭職の件

○仮議長(福永健司君) 議長辭職の件、及び副議長辭職の件につきおはかりいたします。

まず、その辭職願を朗読いたさせます。

〔参事朗読〕

辭職願

衆議院議長を辞任致度に付御許可願上げます

昭和四十年十二月十九日

衆議院議長 船田 中

衆議院副議長 田中伊三次殿

辭職願

辭職いたしたく許可願います

昭和四十年十二月十九日

衆議院議長 船田 中殿

衆議院副議長 田中伊三次

○仮議長(福永健司君) まず、船田中君の議長辭職の件につき採決いたします。

本件を許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○仮議長(福永健司君) 御異議なしと認めます。

よつて、許可するに決しました。(拍手)

次に、田中伊三次君の副議長辭職の件につき採決いたします。

本件を許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○仮議長(福永健司君) 御異議なしと認めます。

よつて、許可するに決しました。(拍手)

議長選挙

○仮議長(福永健司君) つきましては、議長及び

副議長の選挙を行ないます。

これより、議長の選挙を行ないます。

選挙の手続につきましては衆議院規則によることといたします。なお、念のため申し上げますと、投票は単記無名投票であります。諸君のお手元に配付してありますところの投票用紙に被選人の氏名を記載せられ、木札の名刺を添えて御持参あらんことを望みます。

これより点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○仮議長(福永健司君) 投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。

これより名刺及び投票の計算を命じます。

〔参事名刺及び投票を計算〕

○仮議長(福永健司君) 投票総数三百九十四、名刺の数は三百九十三でありまして、投票の数が名刺の数に一票超過いたしております。衆議院規則第六條第二項によりまして、「投票の数が名刺の数に超過したときは、更に投票を行ななければならぬ。但し、選挙の結果に異動を及ぼさないときは、この限りでない。」とあります。選挙の結果に異動を及ぼすやいなやは点検の結果を見なければ判明いたしませんから、このまま点検をすることといたします。

本投票の過半数は百九十八であります。

これより投票の点検を命じます。

〔参事投票を点検〕

○仮議長(福永健司君) おはかりいたします。投票中、「山口喜一郎」と記載したものがありません。これは山口喜久一郎君に投票したものと認め、有効とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○仮議長(福永健司君) 御異議なしと認めます。投票中、白票が五票あります。これは当然無効であります。

〔参事投票の点検を継続〕

昭和四十年十二月二十日 衆議院會議録第一号 議長の選挙

○仮議長(福永健司君) 投票の結果を事務総長より報告いたします。

【事務総長報告】

三百八十四点 山口喜久一郎君

【拍手】

四点 川上 貫一君

【拍手】

一点 山花 秀雄君

【拍手】

ほかに白票 五

○仮議長(福永健司君) ただいま御報告いたします。したとおりでありますから、投票の数が名刺の数に一票超過いたしております。選挙の結果には異動を及ぼしません。よって、衆議院規則第六條第二項ただし書によりまして、本投票はこれを有効といたします。

右の結果、衆議院規則第八條により、山口喜久一郎君が議長に当選せられました。

【拍手】

議長選挙投票者の氏名

相川 勝六君	逢澤 寛君
愛知 揆一君	青木 正君
赤城 宗徳君	赤澤 正道君
秋田 大助君	天野 公義君
天野 光晴君	綾部健太郎君
荒木萬壽夫君	荒船清十郎君
有田 喜一君	安藤 覺君
井出 太郎君	井原 岸高君
井村 重雄君	伊東 隆治君
伊能繁次郎君	岩動 道行君
池田 清志君	石井光次郎君
稻村左近四郎君	今松 治郎君
宇都宮徳馬君	宇野 宗佑君
上村千一郎君	植木庚子郎君
白井 莊一君	内田 常雄君
内海 安吉君	浦野 幸男君
江崎 真澄君	遠藤 三郎君

小笠 公韶君	小川 半次君
小川 平二君	小沢 辰男君
小澤佐重喜君	小淵 惠三君
大石 八治君	大石 武一君
大泉 寛三君	大久保武雄君
大倉 三郎君	大竹 太郎君
大坪 保雄君	大西 正男君
大野 明君	大橋 武夫君
大平 正芳君	岡崎 英城君
奥野 誠亮君	賀屋 興宜君
鍛冶 良作君	海部 俊樹君
金子 一平君	金丸 信君
上林山榮吉君	神田 博君
亀岡 高夫君	亀山 孝一君
嶋田 宗一君	唐澤 俊樹君
飯谷 忠男君	川崎 秀二君
川島正次郎君	川野 芳満君
木部 佳昭君	木村 剛輔君
木村 武雄君	木村 武千代君
岸 俊夫君	菊池 義郎君
岸 信介君	吉川 久衛君
清瀬 一郎君	久野 忠治君
久保田門次君	草野 一郎平君
鯨岡 兵輔君	熊谷 義雄君
倉成 正君	蔵内 修治君
黒金 泰美君	小泉 純也君
小枝 一雄君	小金 義照君
小島 徹三君	小平 久雄君
小宮山重四郎君	小山 省二君
額 彌三君	佐伯 宗義君
佐々木秀世君	佐々木義武君
佐藤 榮作君	佐藤 孝行君
佐藤洋之助君	齋藤 邦吉君
坂田 英一君	坂田 道太郎君
櫻内 義雄君	笹山茂太郎君
四宮 久吉君	重政 誠之君
篠田 弘作君	森谷 直蔵君
島村 一郎君	正示啓次郎君

正力松太郎君	白濱 仁吉君
進藤 一馬君	周東 英雄君
壽原 正一君	鈴木 善幸君
砂山 重民君	瀬戸山三男君
關谷 勝利君	園田 直君
田川 誠一君	山口長治郎君
田澤 吉郎君	田中伊三次君
田中 榮一君	田中 角榮君
田中 龍夫君	田中 正巳君
田中 六助君	田邊 國男君
田村 元君	田村 良平君
高瀬 傳君	高橋清一郎君
高橋 禎一君	高見 三郎君
竹内 黎一君	竹下 登君
竹山祐太郎君	館林三喜男君
谷垣 專一君	谷川 和穂君
千葉 三郎君	地崎宇三郎君
中馬 辰猪君	塚田 徹君
塚原 俊郎君	辻 寛一君
綱島 正興君	坪川 信三君
渡海元三郎君	登坂重次郎君
徳安 實蔵君	床次 徳二君
内藤 隆君	中垣 國男君
中川 一郎君	中川 俊思君
中島 茂喜君	中曾根康弘君
中野 四郎君	中村 梅吉君
中村 幸八君	中村 寅太郎君
中村庸一郎君	中山 榮一君
永田 亮一君	永山 忠則君
瀧尾 弘吉君	南條 徳男君
二階堂 進君	丹羽喬四郎君
丹羽 兵助君	西岡 武夫君
西村 英一君	西村 直己君
根本龍太郎君	野田 卯一君
野田 武夫君	野原 正勝君
野見山清造君	野呂 恭一君
馬場 元治君	橋本登美三郎君
橋本龍太郎君	長谷川四郎君

長谷川 峻君	八田 貞義君
服部 安司君	濱野 清吾君
早川 崇君	原 健三郎君
原田 憲君	廣瀬 正雄君
福井 勇君	福田 繁芳君
福田 起夫君	福田 篤泰君
福田 一君	福永 一臣君
福永 健司君	藤井 勝志君
藤枝 泉介君	藤尾 正行君
藤田 義光君	藤本 孝雄君
藤山愛一郎君	船田 中君
古井 喜實君	古川 文吉君
保科善四郎君	坊 秀男君
星島 二郎君	堀川 吉蔵君
堀内 一雄君	堀田 恭平君
本名 武君	前田 正男君
益谷 秀次君	増田甲子七君
松浦周太郎君	松田竹千代君
松野 頼三君	松山千恵子君
三池 信君	三木 武夫君
三原 朝雄君	水田三喜男君
渕 徹郎君	南 好雄君
村上 勇君	村山 達雄君
栗山 秀君	森 清君
森下 國雄君	森下 元晴君
森田重次郎君	森山 欽司君
八木 徹雄君	山口喜久一郎君
山崎 巖君	山田 彌一君
山手 満男君	山中 貞則君
山村新治郎君	山本 勝市君
吉田 重延君	早稲田和右衛門君
渡辺 栄一君	渡辺美智雄君
亘 四郎君	赤路 友蔵君
赤松 勇君	西ヶ久保重光君
秋山 徳雄君	足鹿 覺君
有馬 輝武君	安宅 常彦君
井谷 正吉君	井手 以誠君
伊藤よし子君	石田 宥全君

昭和四十年十二月二十日

衆議院會議録第一号

議長の選挙 副議長の選挙

石野 久男君	石橋 政嗣君
卜部 政巳君	江田 三郎君
小川 三男君	大出 俊君
大柴 滋夫君	大原 亨君
大村 邦夫君	岡田 春夫君
加藤 清二君	勝澤 芳雄君
勝間田 清一君	角屋 堅次郎君
金丸 徳重君	神近 市子君
川崎 寛治君	川俣 清吾君
川村 義義君	河野 正君
久保 三郎君	久保田 鶴松君
栗原 俊夫君	栗林 三郎君
黒田 壽男君	小林 進君
小松 幹君	兒玉 末男君
五島 虎雄君	佐々木 三三君
佐藤 觀次郎君	佐野 憲治君
坂本 泰良君	阪上 安太郎君
沢田 政治君	實川 清之君
島上 善五郎君	島口 重次郎君
下平 正一君	東海林 稔君
鈴木 茂三郎君	田口 誠治君
田中 武夫君	田原 春次君
多賀谷 眞稔君	高田 富之君
高橋 重信君	滝井 義高君
橋 兼次郎君	只松 祐治君
千葉 七郎君	辻原 弘市君
戸叶 里子君	堂森 芳夫君
泊谷 裕夫君	中井 徳次郎君
中澤 茂一君	中嶋 英夫君
中村 重光君	中村 高一君
永井 勝次郎君	橋崎 弥之助君
成田 知巳君	二宮 武夫君
西宮 弘君	西村 関一君
野原 覺君	芳賀 貢君
長谷川 正三君	畑 和君
華山 親義君	原 茂君
原 彪君	日野 吉夫君
肥田 次郎君	平岡 忠次郎君

平林 剛君	藤田 高敏君
穂積 七郎君	細迫 兼光君
細谷 治嘉君	堀 昌雄君
前田 榮之助君	松井 政吉君
松井 誠君	松浦 定義君
松平 忠久君	松原 喜之次君
武藤 山治君	村山 喜一君
森 義視君	森本 靖君
八木 一男君	八木 昇君
矢尾 喜三郎君	安井 吉典君
柳田 秀一君	山口 広君
山口 シヅエ君	山口 丈太郎君
山崎 始男君	山田 長司君
山田 耻目君	山花 秀雄君
湯山 勇君	米内 山義一郎君
横路 節雄君	吉村 吉雄君
和田 博雄君	麻生 良方君
伊藤 卯四郎君	稲富 稜人君
内海 清君	春日 一幸君
小平 忠君	佐々木 良作君
鈴木 一君	竹本 孫一君
玉置 一徳君	中村 時雄君
永末 英一君	西尾 末廣君
門司 亮君	本島 百合子君
山下 榮二君	吉田 賢一君
加藤 進君	川上 貫一君
谷口 善太郎君	林 百郎君
志賀 義雄君	

副議長の選挙

○仮議長(福永健司君) 次に、副議長の選挙を行

ない。

選挙の手續につきましては議長の選挙と同様であります。すなわち、投票用紙に被選人の氏名を記載せられ、木札の名刺とともに御持参あらんことを望みます。

これより点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○仮議長(福永健司君) 投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開匣。

これより名刺及び投票の計算を命じます。

〔参事名刺及び投票を計算〕

○仮議長(福永健司君) 投票総数四百三、名刺の数もこれと符合いたしております。本投票の過半数は二百二であります。

これより投票の点検を命じます。

〔参事投票を点検〕

○仮議長(福永健司君) 投票の結果を事務総長より報告いたします。

〔事務総長報告〕

二百五十五点 國田 直君

〔拍手〕

〔拍手〕

〔拍手〕

○仮議長(福永健司君) 右の結果、國田直君が副議長に当選せられました。

〔拍手〕

副議長選挙投票者の氏名

相川 勝六君	逢澤 寛君
愛知 操一君	青木 正君
赤城 宗徳君	赤澤 正道君
秋田 大助君	天野 公義君
天野 光晴君	綾部 健太郎君
荒木 萬壽夫君	荒松 清十郎君
有田 喜一君	安藤 覺君
井出 太郎君	井原 岸高君
井村 重雄君	伊東 隆治君
伊能 繁次郎君	岩動 道行君
池田 清志君	石井 光次郎君
稻村 左近四郎君	今松 治郎君
宇都宮 徳馬君	宇野 宗佑君
上村 千一郎君	植木 庚子郎君

白井 莊一君	内田 常雄君
内海 安吉君	浦野 幸男君
江崎 真澄君	遠藤 三郎君
小笠 公昭君	小川 半次君
小川 平二君	小沢 辰男君
小澤 佐重喜君	小淵 恵三君
大石 八治君	大石 武一君
大泉 寛三君	大久保 武雄君
大倉 三郎君	大竹 太郎君
大坪 保雄君	大西 正男君
大野 明君	大橋 武夫君
大平 正芳君	岡崎 英城君
奥野 誠亮君	押谷 富三君
加藤 常太郎君	賀屋 興宣君
鎌治 良作君	海部 俊樹君
金子 一平君	金丸 信君
上林 山榮吉君	神田 博君
亀岡 高夫君	龜山 孝一君
鳴田 宗一君	唐澤 俊樹君
飯谷 忠男君	川崎 秀二君
川島 正次郎君	川野 芳満君
木部 佳昭君	木村 剛輔君
木村 武雄君	木村 武下代君
木村 俊夫君	菊池 義郎君
岸 信介君	吉川 久衛君
清瀬 一郎君	久野 忠治君
久保田 田次君	草野 一郎平君
鯨岡 兵輔君	熊谷 義雄君
倉成 正君	蔵内 修治君
黒金 泰美君	小泉 純也君
小枝 一雄君	小金 義昭君
小島 徹三君	小平 久雄君
小宮 重四郎君	小山 長規君
小山 省二君	頼瀬 彌三君
佐伯 宗義君	佐々木 秀世君
佐々木 義武君	佐藤 榮作君
佐藤 孝行君	佐藤 洋之助君
齋藤 邦吉君	坂田 英一君

四

坂田 道太郎君	櫻内 義雄君	根本龍太郎君	野田 卯一君	赤松 勇君	西宮 弘君	西村 関一君
笹山茂太郎君	四宮 久吉君	野田 武夫君	野原 正勝君	秋山 德雄君	野原 覺君	芳賀 貢君
篠田 伊平君	重政 誠之君	野見山清造君	野呂 恭一君	有馬 輝武君	安宅 常彦君	和君
篠田 弘作君	渡谷 直藏君	馬場 元治君	橋本登美三郎君	井谷 正吉君	井手 以誠君	肥田 次郎君
島村 一郎君	正示啓次郎君	橋本龍太郎君	長谷川四郎君	伊藤よし子君	石田 有全君	原 彪君
正力松太郎君	白濱 仁吉君	長谷川 峻君	八田 貞義君	石野 久男君	石橋 政嗣君	肥田 次郎君
進藤 一馬君	周東 英雄君	服部 安司君	濱野 清吾君	板川 正吾君	稻村 隆一君	平林 剛君
壽原 正一君	鈴木 善幸君	早川 崇君	原 健三郎君	卜部 政巳君	江田 三郎君	穗積 七郎君
砂田 重民君	瀬戸山三男君	原田 憲君	廣瀬 正雄君	小川 三男君	大出 俊君	細谷 治嘉君
關谷 勝利君	園田 直君	福田 勇君	福田 繁芳君	大柴 滋夫君	大原 亨君	前田榮之助君
田川 誠一君	田口長治郎君	福田 勉夫君	福田 篤泰君	大村 邦夫君	岡田 春夫君	松井 誠君
田澤 吉郎君	田中伊三次君	福田 一君	福永 一臣君	加藤 清二君	勝澤 芳雄君	松平 忠久君
田中 榮一君	田中 角榮君	福永 健司君	藤永 勝志君	勝岡田清一君	角屋堅次郎君	武藤 山治君
田中 龍夫君	田中 正巳君	藤枝 泉介君	藤尾 正行君	金丸 德重君	神近 市子君	森 義祝君
田中 六助君	田邊 國男君	藤田 義光君	藤本 孝雄君	川崎 寛治君	川俣 清吾君	八木 一男君
田村 元君	田村 良平君	藤山愛一郎君	船田 中君	川村 義義君	河野 正君	矢尾喜三郎君
高瀬 傳君	高橋清一郎君	古井 喜實君	古川 丈吉君	久保 三郎君	久保田鶴松君	山口秀一君
高橋 禎一君	高見 三郎君	保科善四郎君	坊 秀男君	栗原 俊夫君	栗林 三郎君	山口シヅエ君
竹内 黎一君	竹下 登君	星島 二郎君	細田 吉藏君	黒田 壽男君	小林 進君	山崎 始男君
竹山祐太郎君	館林三喜男君	堀内 一雄君	堀川 恭平君	小松 幹君	兒玉 末男君	山田 聡日君
谷垣 專一君	谷川 和穂君	本名 武君	前田 正男君	五島 虎雄君	佐々木更三君	湯山 勇君
千葉 三郎君	地崎宇三郎君	益谷 秀次君	増田甲子七君	佐藤觀次郎君	佐野 憲治君	横路 節雄君
中馬 辰猪君	塚田 徹君	松浦周太郎君	松田竹千代君	坂本 泰良君	阪上安太郎君	和田 博雄君
塚原 俊郎君	辻 寛一君	松野 頼三君	松山千恵子君	沢田 政治君	實川 清之君	伊藤卯四郎君
綱島 正興君	坪川 信三君	三池 信君	三木 武夫君	島上善五郎君	島口重次郎君	今澄 勇君
渡海元三郎君	登坂重次郎君	三原 朝雄君	水田三喜男君	下平 正一君	東海林 稔君	内海 清君
徳安 實藏君	床次 徳二君	湊 徹郎君	南 好雄君	鈴木茂三郎君	田口 誠治君	小平 忠君
内藤 隆君	中垣 國男君	村上 勇君	村山 達雄君	田中 武夫君	田原 春次君	鈴木 一君
中川 一郎君	中川 俊思君	栗山 秀君	森 清君	多賀谷眞稔君	高田 富之君	滝井 義高君
中島 茂喜君	中曾根康弘君	森下 國雄君	森下 元晴君	高橋 重信君	只松 祐治君	只松 祐治君
中野 四郎君	中村 梅吉君	森田重次郎君	森田 欽司君	楠 兼次郎君	千葉 七郎君	辻原 弘市君
中村 幸八君	中村 寅太君	八木 徹雄君	山口喜久一郎君	戸叶 里子君	泊谷 裕夫君	中井徳次郎君
中村膳一郎君	中山 榮一君	山崎 巖君	山田 彌一君	山中 貞則君	中澤 茂一君	中嶋 英夫君
永田 亮一君	永山 忠則君	南條 徳男君	山村新治郎君	山本 勝市君	中村 重光君	中村 高一君
瀧尾 弘吉君	丹羽喬四郎君	吉田 重延君	渡辺 栄一君	早稻田柳石高君	永井勝次郎君	橋崎弥之助君
二階堂 進君	西岡 武夫君	渡辺 栄一君	赤路 友藏君	渡辺美智雄君	成田 知巳君	二宮 武夫君
丹羽 兵助君	西岡 武夫君	渡辺 栄一君	赤路 友藏君	渡辺美智雄君	成田 知巳君	二宮 武夫君
西村 英一君	西村 直己君	渡辺 栄一君	赤路 友藏君	渡辺美智雄君	成田 知巳君	二宮 武夫君

〔仮議長福永健司君議長席を退く〕

〔事務総長久保田義磨君議長山口喜久一郎君を演壇に導く〕

○事務総長(久保田義磨君) ただいま本院議長に当選されました山口喜久一郎君を御紹介申し上げます。

〔拍手〕

○議長(山口喜久一郎君) ただいま諸君の御推挙により、衆議院議長に就任いたしましたことになりました。まことに光栄の至りに存じ、感激にたえない次第でございます。(拍手)

私は心を新たに、誠心誠意、もって事に当たり、この重責を全うするために最善の努力を尽くす覚悟であります。(拍手)

〔拍手〕

ここに各党の間に国会運営の正常化についての申し合わせが成り、事態の円満なる解決を見ることができましたことは、まことに御同慶の至りであります。(拍手)

私は、国会政治の健全なる発達をはかることこそ、われわれに課せられたる重大なる責務であることに深く思いをいたし、議院の円満なる運営に全力を注ぐ所存であります。

ここに、就任に際し、切に諸君の御支援と御協力をお願いいたし、ごあいさつとする次第であります。(拍手)

〔事務総長久保田義磨君議長山口喜久一郎君を議長席に導く〕

〔事務総長久保田義磨君副議長園田直君を演壇に導く〕

○事務総長(久保田義磨君) ただいま本院副議長に当選されました園田直君を御紹介申し上げます。

〔拍手〕

○副議長(園田直君) ただいま、はからずも諸君の御推挙により、本院副議長の職につくことになりました。まことに光栄の至りに存じます。

私は、この職責の重かつ大なることを自覚し、公正を旨として、円満な議院の運営をはかり、

もって、国会の権威を一そう高めることに最善の努力をいたす所存であります。

何とぞ一そうの御協力、御支援をお願い申し上げます。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) この際、清瀬一郎君から発言を求められております。これを許します。清瀬一郎君。

〔清瀬一郎君登壇〕

○清瀬一郎君 先例によりまして、私は、議員一同を代表いたし、ただいま御当選になりました議長及び副議長に対し、お祝いの言葉を申し上げます。

長に對しましては、謝辭を述べたいと存じます。(拍手)

ただいま、山口喜久一郎君が本院議長に、園田直君が本院副議長に當選いたしました。われわれ一同、ここに衷心より祝意を表する次第であります。(拍手)

両君は、ともに、国会政治に対する多年の経験と豊かにしてすぐれた識見とを有せられる方々でありまして、本日、本院を代表する議長、副議長の重職に両君のごとき適任者を得ましたことは、まことに喜びにたえません。(拍手)われわれは、両君がその手腕、力量を遺憾なく発揮し、もって、国会の権威の向上と国会政治の発達に寄与せられることを信じて疑いません。(拍手)

ここに、両君の御就任を祝し、あわせて今後の御活躍をお祈りいたすものであります。(拍手)

次に、このたび職を退かれました船田前議長、田中前副議長は、その御在職期間中、まことに多事多端の際でございまして、その御心労と御努力とはなみなみならぬものがあつたと存じます。

〔拍手〕

ここに、一身を挺して、国会正常化のために尽くされた両君の御労苦に対しては、深甚なる感謝の意を表するものであります。(拍手)

何とぞ一そう御自愛の上、国家、憲政のために

ますます御健闘あらんことをお祈りいたします。

〔拍手〕

日程第一 議席の指定

○議長(山口喜久一郎君) 衆議院規則第十四条によりまして、諸君の議席は、議長において、ただいま御着席のとおりに指定いたします。

○議長(山口喜久一郎君) この際、暫時休憩いたします。

午後三時四十八分休憩

午後七時六分開議

○議長(山口喜久一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

福田大蔵大臣の昭和四十年年度一般会計補正予算(第3号)等についての発言

○議長(山口喜久一郎君) 大蔵大臣から、昭和四十年年度一般会計補正予算(第3号)等について発言を求められております。これを許します。大蔵大臣福田大蔵君。

〔國務大臣福田大蔵君登壇〕

○國務大臣(福田大蔵君) 昭和四十年年度の補正予算の御審議をお願いするにあたりまして、その大綱を御説明申し上げます。

今回提出いたしました昭和四十年年度補正予算(第3号、特第2号及び機第2号)の大綱について御説明いたします。

昭和四十年年度一般会計予算につきましては、経済活動の停滞を反映して租税収入が大幅に減少することが明らかになりましたことに加えて、各地を襲いました台風等による災害の復旧、人事院勧告に伴う国家公務員等の給与の改善、四十年産米の買入れ価格が当初予算における見込みを上回って決定されたこと等のため、緊急に措置を要する追加財政需要が生じ、歳入歳出の両面から当

面の財政処理について特別の措置を必要とするに至りました。

こうした情勢に対処し、政府としては、補正予算を編成し、次の措置をとることとしたのであります。

まず、二千五百九十億円と見込まれます租税収入等の減少につきましては、臨時応急的な特例として、別途提出しております昭和四十年年度における財政処理の特別措置に関する法律案に基づき、公債を発行してこれを補てんすることとしたております。この公債は、資金運用部資金による引き受け及び市中公募により発行することとしておるのであります。

次に、追加財政需要につきましては、緊急に措置を講ずる必要のあるものとして、公務員給与の改定を本年九月から実施することに併し必要となる経費、公共土木施設等の災害復旧等事業に必要な経費、農業共済再保険特別会計への繰り入れ、食糧管理特別会計への繰り入れ、消費者米価安定に伴う生活保護費等の増加経費、国民健康保険助成費等義務的経費の不足額の補てんに要する経費、日韓国交正常化に伴い必要となる経費等の項目があります。これらに対しましては、総額千四百十二億円の歳出の追加を行なうこととしたております。この財源につきましては、歳入面で、税外収入の増四百六十四億円、三十九年度剰余金の使用百八十七億円、合計六百五十一億円を補正計上いたしておりますが、なお不足する分につきましては、既定経費の節減、出資金の融資等への振りかえによる節減、予備費の減額等により、七百六十一億円の修正減少を行なうて、財源の捻出をはかることとしたておるのであります。

以上によりまして、昭和四十年年度一般会計予算の総額は、歳入歳出とも六百五十一億円を増加して、三兆七千四百四十七億円と相なるのであります。

次に、特別会計予算及び政府関係機関予算につきましては、今夏以来実施中の景気対策及びた

いま申し述べました一般会計補正等に關連して、特別会計においては、食糧管理特別会計等十五の特別会計、政府関係機関においては、日本国有鉄道等六機関について、それぞれ所要の補正を行なうことといたしております。

また、最近の経済情勢にかんがみ、景気対策の一環として、債務負担行為制度を活用することにより、一般会計、特別会計及び政府関係機関を通じて、公共事業等について約千億円のほる契約額の増加をはかることといたしておりますのであります。

最後に、特に地方財政対策について申し上げます。

まず、地方交付税交付金につきましては、今回の予算補正において所得税、法人税及び酒税の収入見込み額を減額することに伴い五百十二億円の減額となること、特別措置として、これを減額せず、当初予算どおりとすることにしたいたしましたほか、地方公務員の給与改善の財源に資するため、交付税及び譲与税配付金特別会計において資金運用部資金から三百億円を借り入れ、当初の地方交付税交付金にこれを加算することといたしておりますのであります。

また、国税と同様相対大幅な落ち込みが見込まれる地方税等の減収対策につきましても、総額四百億円の地方債を追加し、そのうち資金運用部資金により百五十億円を引き受けることとして、地方財政の対策に遺憾なきを期しておりますのであります。

なお、財政投融資計画におきましても、景気対策の一環として推進しつつある財政投融資対象機関の事業の拡充、地方財政対策及び今回の補正予算に關連して所要の改定を行ない、日本住宅公団等十機関に対し総額千三百三十五億円の投融資の追加を行なうことといたしておりますのであります。

以上、昭和四十年年度補正予算の大綱を御説明いたします次第であります。

味におきまして、当面のわが国経済情勢と、これに対する私の基本的考え方を申し述べたいと存じます。

最近のわが国経済の状況を見ますと、輸出は引き続き堅調に推移しておりますが、生産活動は依然横ばい基調であります。私は、当面の経済情勢にかんがみまして、先般来の景気対策のすみやかな浸透を期し、今日まで陣頭に立ってその実行の督励に当たつてまいりました。財政投融資の繰り上げ措置はすでに目標を若干上回る実績をおさめており、一方、二千百億円の財政投融資対象機関の事業の拡大措置も、発注、支払いは順調に進んでおります。ただ、率直に申しまして、公共事業の施行は立ちおくれきみでありました。しかし、最近次第に活発化しつつあります。特に、今回の地方財政対策の決定によりまして、今後日増しにその施行、支払いが促進されるものと信じております。

政府としては、さらに、経済の現局面にかんがみまして、今回の補正予算の編成にあたっては、租税収入の減収に対し、財政規模の圧縮を行なうことなく、あえて公債を発行する措置をとつたのであります。

したがって、今夏以来の景気対策に加え、今回の補正予算に伴う契約及び支出の集中するこれから年度末にかけては、このような財政の運営により経済全般に相当な効果があらわれてまいるものと信じております。

他方、金融面におきましても、政府は、引き続き資金の需給基調を緩和きみに保ちつつ、市中金利の引き下げを促進してまいりつつあります。特に、中小企業金融につきましては、さきに政府関係中小三機関の貸し出し金利の引き下げを行なったのに引き続きまして、これら三機関の本年度下半期貸し出し計画に八百二十億円を追加し、さらに、中小企業信用保険公庫の無担保保険の新設、保険料率の引き下げ等、信用保証制度の強化拡充をはかることといたしておりますのであります。

幸い、今日、経済界におきましては、生産や設備の調整、経営の合理化、企業の合併統合等、企業体質強化のための真剣な不況対応策が進展しつつあります。現在の不況を克服するにあたりましては、民間みずからの積極的な努力と意欲が不可欠であると申さなければなりません。こうした努力こそ、経済界の将来の発展のための基盤をつくるものであると考えるのであります。

これらの事情を総合的に判断いたしますならば、わが国経済は、今日不況克服のための足固めを終え、今後次第に明るさを取り戻していくものと確信いたしております。(拍手)

私は、わが国経済が戦争直後の座城の中から立ち上がり、再建復興の段階を経て目ざましい発展を遂げてまいりました今日の過程におきまして、一貫して均衡財政の方針が堅持されてまいりましたことは、大きな意義を持つていたと思うのであります。しかしながら、いまやわが国経済は新しい段階に入りつつあります。今後わが国経済の向こうべき道は、今日の国力を基礎として、国際收支の均衡と物価の安定の上に着実な拡大を持続しながら、経済の質的内容を強化充実していくことであると思ふのであります。そして、この経済発展の成果を広く国民の資産の増大と生活の向上に結びつけ、もってよりよき福祉社会の実現をはかることが、経済政策の究極の目標であると申さなければならぬのであります。(拍手)

この観点から見ますとき、私は、今後の財政政策の課題は、次の三つの要請にたえることにあつて存じます。

第一は、豊かな経済社会を実現していくため、社会保障の充実をはかることと、社会開発投資を積極的に推進していくこととであります。特に、国民の生活の場の改善のため、住宅を中心として、道路、生活環境施設等、立ちおくれしている社会資本を整備拡充してまいりますことは、今後財政に課せられた大きな任務であると考えております。(拍手)

第二は、このように増大する国の費用を積極的にまかなないが、他面、企業と家庭に蓄積を取り戻し、その安定の基礎を固めるため、財政がその機能を発揮することとあります。国の経済の安定は、ただちに財政がいわゆる均衡財政であることではないと考えます。国の経済をささえる企業と家庭の安定こそが、経済安定の前提であり、不可欠の条件であります。(拍手)これがためには、国民の税負担感をおお重くと思われる現状におきましては、大幅な減税が財政に要請されるのであります。

第三は、経済の安定的な成長を確保するため、財政運営の弾力化をはかつていくこととあります。すなわち、財政と金融が一そう有機的な関係を高めることにより、経済活動の推移に即応した有効適切な景気調整機能を発揮することとあります。いまや、財政は経済の動きに対し受け身であつてはならないということとあります。

私は、この際、財政政策の基調を転換し、公債政策を導入することにより、わが国の財政に新しい政策手段を装備し、これを健全に活用していくことが、この三つの要請にたえる道である、かように確信いたしております。(拍手)すなわち、公債の発行によつて、社会資本の充実等、財政が本来にならすべき役割りを積極的に果たしていくことも、国民待望の大幅減税も可能になるのであります。同時に、景気の動向に応じて、公債の発行を弾力的に調節すること等を通じて、経済の基調を安定的に推移せしめ、もつてわが国経済の均衡ある発展をはかる道が開かれていくと存するのであります。

特に、今日のように供給力が超過しておる状態のもとでは、健全な公債政策の活用により需要を拡大してまいりますことは、本格的な安定成長路線への地固めを行なう上において不可欠であると申さなければならぬのであります。

公債の発行につきましては、われわれには戦時中及び終戦直後のインフレの苦い経験がありま

す。しかし、極度に資源と物資の欠乏していた当時と、二十年にわたる経済の発展により、国力が充実し、生産力が飛躍的に拡大してある今日とでは、基本的にその条件を異にしてあるものであります。(拍手)

もとより、財政の健全性を堅持し、通貨価値の安定を確保することは、経済運営の基本であり、政治に対する国民の信頼にこたえるゆえんでもあります。政府といたしましては、公債政策の導入がいよいよインフレに連なるがごときことの断じてないよう、最大かつ細心の注意を払ってまいりて決意であります。(拍手)特に、財政の規模をそのときどきの経済情勢の推移から見て適正な限度に維持し、もって国民経済全体としての均衡を確保してまいりて決意であります。

この意味におきまして、公債の発行にあたりましては、第一に、その対象は公共事業費等に限定し、いわゆる経常歳出は租税その他の普通歳入でまかなうこと、第二に、その消化はあくまで市中で行なうこと、という二つの原則を堅持してまいりて決意であります。今回の補正予算におきまして日本銀行引き受けの方式をとらなかつたのも、この際こうした慣行を確立することが重要であると考へたからであります。

目下鋭意検討しております昭和四十一年度の予算につきましては、いずれ予算の審議をお願いする際に詳細に御説明する予定であります。その編成にあたりましては、これまで申し上げましたような基本的な考え方のとおり、さらに、当面の経済の動向にかんがみ、積極的なかまえてこれに臨む所存であります。

すなわち、本格的な公債政策の活用により、一方では、国民負担の軽減をはかるため、画期的な大幅減税を実施するとともに、他方では、社会資本の充実等の重要施策について重点的にこれを配慮していく方針であります。

同時に、いよいよ公債政策の導入に伴い財政が乱に流れることのないよう心するとともに、予

算の効率的な活用をはかるよう、財政支出の内容と効果の徹底的な再検討を行なつてまいりて決意を述べます。

いまや、わが国経済は、量的拡大の段階から質的充実の段階に移行すべき時期に際会しております。今日の課題は、現下の不況をすみやかに克服すること、安定成長路線の基礎を固めること、この二つであります。私は、まず不況の克服の問題に取り組み、これに最大の努力を傾ける所存であります。この異常な経済情勢からすみやかに脱却することこそが、豊かな活力に恵まれたわが国経済を本来の安定成長の路線に正しく乗せる道であると確信いたすからであります。(拍手)

今日最も大切なことは、政府と国民がこの際一体となつて、わが国経済の将来に自信を持ち、困難の打開に立ち向かうことであると信ずるのであります。この意味におきまして、国民各位の一段の奮起と御協力をお願いしてやまないものであります。(拍手)

以上、本補正予算の背景をなす事情について御説明申し上げました。何とぞ、本補正予算に対し、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) 午後八時より再開することとし、この際、暫時休憩いたします。
午後七時二十四分休憩

午後八時十分開議
○議長(山口喜久一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(山口喜久一郎君) 国務大臣の演説に対する質疑
○議長(山口喜久一郎君) これより国務大臣の演説に対する質疑に入ります。野原覺君。

〔野原覺君登壇〕
○野原覺君 私は、日本社会党を代表いたしまして

て、佐藤内閣の政治外交、財政経済の基本方針について質問をいたしたいと思つております。(拍手)

まずお伺いしたいことは、佐藤内閣の政治姿勢についてであります。
佐藤内閣は池田内閣から政権を譲り受けてから早くも一年余になりましたが、およそ歴代内閣のうちで佐藤内閣ほど国民の間に人気がわかない政権はないのであります。(拍手)これは私のひとりよがりではなく、自民党の中や財界においてもその声は高いのであります。国民の間にたとえ一時的であつたにせよブームといわれるものが起こらなかつたのは、おそらく前にもあつた佐藤内閣のみでありましよう。(拍手)

一体なぜでありましようか。それは、第一に、その権力主義的、国民世論軽視、その超保守主義的反動性にあります。その権力者の本質が最も露骨になされたのが、さきの臨時国会における日韓条約の審議をめぐつて行なわれた政府・自民党の暴挙に次ぐ暴挙なのであります。(拍手)御承知のように、日韓条約の締結は、日本国民にとつては安保条約のそれにも比すべき重大な選択であります。それは、わが国の将来にわたる運命と極東における平和の成り行き全体にかかわる条約であり、さらに、軍事同盟への参加を禁止し、日本国憲法を国際間の信義にゆだねた日本国憲法に違反する疑いのある重大な条約であるからであります。しかも、今回の日韓条約は、条約の重要事項において、両国政府の間に合意を見ない、法的効力に重大な疑惑のある、前代未聞のしるものであります。かかる重大な、しかも多くの疑問点をばらむ日韓条約については、特に慎重な審議が必要とされてきたことは言うまでもありません。これこそ議会制民主主義のよつて立つ原則であり、国民もそれを心から期待していたのであります。ところが、政府・自民党は、日韓条約の全過程及び国会の審議において、終始一貫、その核心に触れる事項はことごとくこれを国民の目か

ら隠し、日韓条約に対する国民の疑惑が深まりつつあるその最中に、審議を一方的に打ち切つてしまつたのであります。しかも、そのやり方は、国会法、衆参両院の規則慣例をことごとく弊履のごとく破り捨てた、前古未嘗有のものであり、議会の完全な生命のないしかばねと化した暴挙であつたのであります。自民党が主張している議決なるものは、実際には存在していません。自民党が事後においてかかつてにでつち上げたものにはかならぬと思つております。(拍手)

このような日韓条約は、たとえその批准が形の上で整えられたとしても、権力と謀略によつて成立した条約は、国民に対して何らの権威を持つことも、国際的な信用を保つこともとうていできないことは明白であります。このような権力による力づくの決定が合法だといふならば、およそ法自体は暴力の飾りにはかならなくなるでございませう。かかる理由によつて、われわれは、日韓条約は、その内容においても手続においても無効であり、不当であり、その不承認を宣言したのであります。ところが、佐藤総理は、一体いかなる理由によつて日韓条約が有効に成立したと考へるのか、御所見を承りたいのであります。(拍手)

私たちは、このように何が何でも押し切らうとした政府・自民党の態度の中に、はからずも日韓条約の裏にひそむ危険性と不安と疑惑をいまさらながら認識させられたのであります。さらに、もう一つ重要なことは、今回の暴挙を通じて佐藤総理の権力主義的体質が最も露骨に示されたことでもあります。聞くところによると、佐藤総理は、今回の衆参両院を通ずる強行採決にあつた、終始その先頭に立ち、みずから断を下したといわれ

ておりますが、それは事実であるかどうか、総理から御答弁を願ひたいのであります。(拍手)
かりにその事実がないといつたとしても、三回にわたる衆参両院における暴挙の責任は、自民党総裁である佐藤総理が負うべきものと考へるが、総理の御所見を承りたいのであります。

○議長(山口喜久一郎君) 国務大臣の演説に対する野原覺君の質疑

國務大臣の演説に対する野原覺君の質疑

挙によつてわが国議會政治と民主主義がこりむつた傷は、他のいかなる手段をもつても回復しきれないほど大きいということでもあります。一船田議長は、そのいかになる手段をもつても回復しきれないに許されません。（拍手）議長の辞任は、それはそれとして当然のことではありますが、これをもちつて能事足れりとするのは、またしても、過去に行なわれた政治的サル芝居の繰返しにすぎません。もしも総理が、今後も議會民主政治の存続を望み、その權威を保持したいと念願されるならば、一日も早く國會を解散して、國民に信を問う以外にないと考えますが、総理の所見を伺いたいのです。これは政治の基本に關する重大な問題でございますから、私は明確な答弁を要求するものであります。（拍手）

以上のように、ひたすら権力と策略と口先のごまかしだけによつて国政を専断しようとしている佐藤総理の政治姿勢は、ひとり日韓国会に限つたたことではありません。たとえば、中期経済計画の期間中は公債は発行しないと声明しながら、その舌の根もかわかぬうちに前言をひるがえしたことで、歩行者優先の政治を強調した総理が、平然として軒並みの公共料金値上げを行なおうとしていること、初めはゆゆしい問題だと言つた三矢計画を、いつの固にか機密漏洩の問題にすりかえて口先をぬぐっていること等、議会政治家としての資格がどこにあるかといわざるを得ません。(拍手)

要するに、佐藤内閣は、悪名高いその兄岸内閣の反動性を引き継ぎ、国民世論に挑戦して、戦後

質問の第二点は、佐藤内閣の外交方針についてであります。

佐藤内閣の外交が現実に行なっていることは、まず第一に、日露条約の批准強行とアメリカのベトナム作戦に協力することでありました。それから最近では、国連総会においてまたしても中国の代表権阻止に走り回つたことであります。さらにまた、沖繩についても、さきに総理が沖繩を訪問した際、日本人である沖繩住民の陳情に出会つた、これに会うどころか、これを避けてアメリカ軍基地に逃げ込むというありさまで、沖繩住民の最大の願望である沖繩の祖国復帰については何ら耳をかかそうとしなかつたのであります。

これらの事実から佐藤内閣について国民の頭に浮かぶ姿は、要するに、佐藤内閣は、日本国民はもちろん、アジアの国民に対しても背を向けて、ひたすらアメリカ政府に追従するという、非自主的な、しかも危険な外交を続けているということであります。現に、ある新聞はこう言っておるのであります。外務省が、ベトナム戦争に反対する新聞論調は日本国民の声を代表していないという誤話を発表したのに対し、日本の外務省はアメリカ国務省の東京支所と言われてもしかたがないと批評を下しているではございませんか。(拍手)

そこで総理にお尋ねをしたい。その第一は、日韓条約を批准したとたんに、韓国政府は早くも竹島に専管水域を設定いたしました。これこそ、わが党が特別委員会を追及し、日韓条約不承認を警告した、まさにそのとおりになったではありません

その第二は、佐藤總理は日韓条約批准は今後の外交の第一歩だと言われましたが、今後北朝鮮に對していかなる態度をとられるのか。北朝鮮とは国交断絶にひとしい現状をあくまでも続けられるお考えかどうか。また、アメリカはアジアに核兵器を持ち込み、日本をアメリカの核兵器のかさの影下に入れようとしておりますが、佐藤内閣はこれに對していかなる態度で臨もうとしておられるのか。さらにまた、佐藤内閣はソ連との平和条約の締結ができるがごとく宣伝しておられますが、對ソ政策はどのように發展するのか、この際明らかにしてもらいたいのであります。

その第三は、佐藤内閣は中華人民共和國の國連

加盟を阻止する目的で、再び重要事項指定方式の提案者となりましたが、その結果に示されたように、もはやこうした妨害行為は完全に行き詰まってきたのであります。そして来年四十一年には、国連から台湾を退け、中華人民共和国がその正當な地位に復活すべきであるとの主張が過半数を制し、重要事項方式に賛成する者も少数者に転落することは明らかでございますが、佐藤内閣は、中華人民共和国の国連復帰の問題について今後いかなる態度をとられるのか、お伺いする次第であります。

その第四番目は、沖縄の問題であります。沖縄はすでに核基地となり、アメリカのベトナム攻撃が沖縄から直接実行されています。このことは、沖縄住民の生命、財産の重大な危険を意味するものであって、アメリカが沖縄をベトナム攻撃の基

あります。佐藤総理は、口を開けばアジア外交といふことばをお使いになられますが、その実行していることは、まさにアメリカの番犬であります。そして、アジア・アフリカの新興諸国を見下しておるのであります。その黄色いアメリカ人の役割りがアジア・アフリカ諸国から非常な反発を招いていることは、先般アジア開発銀行の東京誘致が破れたことでも明瞭であります。（拍手）これについて、総理並びに政府を代表して会議に出席されました藤山経済企画庁長官はどのような反省を持たれているか、御答弁を願いたいのであります。黄色いアメリカ人の汚名をそそいで、アジアの一員としての外交姿勢をお持ちかどうか、責任ある所信をこの佐佐藤総理から承りたいと思うのであります。

賀岡の第三点は、経済財政の基本方針についてあります。

佐藤内閣が発足したところ、すでにわが国の経済はいわゆる高度成長の時期を過ぎまして、景気後退の局面に入っております。そして、佐藤内閣の過去一年の歴史は、わが国の不況が深まる一方の一年であつたのであります。不況が深まるにつれて企業の倒産が相次ぎ、そのしわが労働者に寄せられてきたのであります。現在では、大企業といえども、一時帰休の段階から首切りの段階に移ろうとしておるのであります。しかも、このように労働者が、賃下げから、さらに進んで失業のあらしの中に投げ込まれている一方、物価はどんどんと上がつてまいります。昭和四十年度の消費者

物価の値上がりは、当初四・五%にとどめるといふ政府の方針であったのが、すでに八%から九%を突破することは確実であります。かつて、池田内閣の時代には、物価が上がっても、賃金がそれ以上に上がればよいなどと、無責任なことが言われましたが、現在では、いかに自民党政府といえども、そのようなことさえ言えない状態になってしまったのであります。(拍手)かつて、池田内閣は、物価が上がるとは人間の値打ちが上がることの意味するといふ珍妙な説を吐かれました。その池田内閣の政策を、佐藤総理は、人間への愛情がないと、りっぱなことを使つて批判をいたしました。しかし、その佐藤内閣のやつていたことといへば、池田内閣以上の物価の値上げではございませんか。国民を愚弄するにもほどがあると思ふのであります。(拍手)

佐藤総理は、内閣を組織してからこのかた、物価安定はその最大の使命の一つであると、事あるたびに力説されております。ところが、佐藤内閣のやつていた政策は、一体何ぞいいますか。第一は、明年一月一日から消費者米価を引き上げることとをきめました。第二に、同じく明年一月一日から健康保険料を引き上げることとをきめております。第三に、明年二月十五日から国鉄運賃を引き上げることとをきめました。第四に、明年一月十五日から私鉄大手十四社と東京の地下鉄の運賃を引き上げることとをきめました。第五に、明年七月一日から郵便料金を引き上げることとをきめたのであります。しかも、これらの公共料金の引き上げは、米価審議会や運輸審議会にかけ以前にすでに政府は決定するといふ横暴な態度で、まさに日韓条約案件を問答無用の一瞬間の万歳によって決定したあの暴挙と全く同じやり方でありました。(拍手)

公共料金の相次ぐ引き上げが、一般勤労大衆、特に低所得階層の生活をいかに窮迫させるか、また、それが一般の諸物価をいかに引き上げる結果をもたらすか、これは私がここであらためて申し上げ

るまでもございせん。こうした無謀な引き上げは、責任ある政府としてできないはずと思ふのでございせんが、政府の国民生活防衛のための具体策をお示し願ひたいのであります。(拍手)もしこうした国民の生活を守る具体策がないとしたならば、国民生活を守る責任を有する政府が、みずから先頭に立つて国民生活を破壊するものであつて、これはまさに前代未聞の奇怪な事態といわなければなりません。

私は、佐藤総理に対して率直に申し上げたいのであります。これだけ物価を上げる佐藤内閣が、このまま政権の座に居すわれなど、もしあなたが考へておられるとしたら、それは責任政治を忘れた、こんでもない思い上がりであつて、政権を私視するものと言われても過言でないと思ふのであります。(拍手)この深刻な不況のもとで平然として次々と公共料金を上げる内閣は、もはや、その一事をもつてしても、政権の座にある資格は断じてなしといわねばならぬのであります。(拍手)そこで、総理にお尋ねいたしたい。第一に、総理は、国民に対して、口では人間尊重と言いつたが、これほど物価を引き上げたことについて、申しわけないとおわびのおつもりがございせんかどうし、お尋ねをしたのであります。第二に、それとも総理は、物価が上がるのは、佐藤内閣の責任ではなく、池田前内閣の責任であつて、自民党も佐藤内閣も何ら関知するところではないと考えているのかどうか。第三に、明年一月から予定されている一連の公共料金の値上げを、この際断固としてお取りやめになられるつもりはございせんかどうし、総理の確固たる御答弁を要求いたすのであります。(拍手)

次に、もう一つの財政経済に関する基本問題として、公債発行についてお尋ねをいたします。池田内閣以来のこの数年間、自民党政府は、経済高度成長の名のもとに、大資本のための公共投資優先の放漫な財政膨張を続けてまいりました。その結果、一方では、先ほど申し述べましたよう

なインフレと物価騰貴が引き起こされ、他方では、深刻な過剰生産と経済不況がもたらされたのであります。そのため財政の支出要因はいよいよ際限なく拡大し、しかも税収のほうは大幅に収縮し、ここに必然的に深刻な財政破綻が表面化してまいつたのであります。これは、池田内閣から佐藤内閣に至る、自民党政府の重大なる責任であります。しかるに、いまや佐藤内閣は、この責任に目をおおつて、安易な赤字公債の発行によって財政破綻を糊塗しようとしておるのであります。

わが国の財政の憲法ともいふべき財政法の第四條は、公債不発行主義を定めております。この財政法第四條は、かつての日本の歴史において、赤字公債の発行を裏づけとしてアジアへの侵略戦争が遂行された歴史的事実に対するきびしい反省から制定されたものであります。(拍手)したがつて、財政法第四條は、憲法第九條の精神を受けたもので、それ自体が、日本国民の平和への誓いを表現しているものであります。この財政法第四條をじゅうりんとして赤字公債を発行する佐藤内閣の財政政策は、まさに憲法第九條を破壊せんとする佐藤内閣の野望と軌を一にしているといわなければならぬのであります。

現在、佐藤内閣は、アメリカのベトナム侵略戦争に協力し、日韓台の東北アジア軍事同盟体制を総仕上げし、第三次防衛予算を飛躍的に膨張させていこうとしております。このときに発行される公債は、本質的に赤字公債であると同時に、実質的には軍事公債に発展する性格を持つことになるのでございましょう。(拍手)

しかも、現在のわが国の管理通貨制度と非正常な金融情勢のもとにおいては、いかに政府が公債の市中消化を唱えても、それは必ず直接間接に日銀の引受けとなり、日銀の信用と通貨を無制限に膨張させる結果とならざるを得ません。このことは、いよいよ悪性のインフレーションを引き起こし、そのしわ寄せは、あげて勤労大衆に転嫁されることとなります。また、一たん公債の発行に踏

み切れば、もはや何らの歯どめもなくなることを思ふのであります。自民党や財界の中に、明年度は一兆円の公債を出そうとする有力な意見が台頭している、この一つの事実によつても、歯どめのないことは明らかでございましょう。こうした情勢の中で公債の歯どめが可能なというならば、納得できる具体的かつ有効な政策と根拠をお示し願ひたいのであります。

さらにまた、政府は、公債発行によつて大企業のための企業減税と産業基盤の整備をやらうとしたしております。そういたしますと、企業減税は法人地方税の減税をもたらす、産業基盤整備の公共事業は地方団体の支出要因を大いに膨張させることとなります。また、地方債の起債市場の資金が、公債によつて国へ吸い上げられることとなります。現在までに、地方財政は、不況による交付税や地方税の減収に悩み、また、公共事業の超過負担に耐え切れずに、公共事業を返上する地方団体もあらわれているのに、さらに公債発行が行なわれれば、地方財政は、まさに救うべからざる窮迫に追い込まれるでございましょう。その結果、地方自治は、いよいよ中央集権のもとに隷属せられ、また、地方住民へは、地方税負担がいよいよ加重されることとなるでございましょう。これに對して、自治大臣はどのような御所見を持っておるか、承りたいのであります。

しかも、公債の元利は、将来の勤労大衆の租税負担によつて償還されるものであります。今年度二千六百億円、明年度七千億円、その次は一兆円と、公債を発行していけば、その元利を償還するための国民の租税の負担は、数年にして倍増されることは必至であります。先ほどの福田大蔵大臣の提案理由の説明を聞きますと、公債発行によつて税金が下がるなどと言つておりますが、とてもないごまかしであるといわざるを得ないのであります。(拍手)そして公債発行によるインフレの高進は、必ずや近い将来において、国際収支の重大なる悪化をもたらす、かつてのドッジ政策の

ように、きわめてドラステックなデフレ政策をとらざるを得ない時代が、必ずくると思うのであります。そしてそのときこそ、さらに重大な大衆の窮乏と経済の破綻がくるのでございましょう。したがって、公債発行は、大企業の階級的利益に率仕し、勤労大衆を物価高と重税で苦しめ、地方財政破綻を招き、しかも、日本経済の将来に重大な危機をもたらす最悪の政策と断ぜざるを得ません。(拍手)

そこで総理にお尋ねをしたいのであります。

第一は、言うまでもなく、今日の財政破綻をもたらした重大責任は、まさに政府にあります。総理にもしも一片の良心がございすならば、この意味においてもいさぎよく佐藤内閣は総辞職をすべきではないかと思うが、いかがでございすか。(拍手)

第二に、そしてこの際日本社会党が提示しておりますように、断固として財政法第四条を守り、赤字公債の発行を取りやめ、本年度の財政赤字は、不急不要の支出の大胆な削減と、歳入において取るべくして取っていない税金を大企業や高所得者から厳正に取り立て、必要な税収を確保することによって、長年自民党内閣の誤れる政策によって破綻した日本の国家財政の危機を克服すべきであると思いますが、総理はいかがお考えでございすか。(拍手)

第三に、したがってまた、政府のこの第三次補正予算案も直ちに撤回されて、国民の要求に基づいて抜本的に編成し直して、出直すべきものであると思いますが、この点いかがでございすか。(拍手)

以上の三点について、総理並びに大蔵大臣、経済企画庁長官の答弁を要求いたすものであります。最後に、もし政府にしてあくまでも公債発行をやるといふのであれば、これは戦後二十年の財政政策の重大な転換でございすがゆえに、これを国会を解散して、国民に信を問うべきであります。

す。(拍手)その決意が総理にあるかないか、総理の所信をお尋ねいたしまして、私の質問を終わる次第であります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 答えたいと思います。

まず第一に、私の政治姿勢についての御批判でございしましたが、これは御批判は御自由であります。また御意見も、述べられることも御自由であります。私も御意見を伺った次第でございします。具体的な問題についてのお尋ねがございましたから、これにつきましては私が答えをいたします。

まず第一は、日韓条約はこれは無効だ、社会党は無効宣言をなさいました。私も、りっぱに国会の承認を得たものと、かように考えております。(拍手)すでに十八日におきましては、日韓閣におきまして批准書の交換もできまして、今閣新しい隣友好関係を樹立しておりますから、さように御承知をお願いしたのであります。

また、第二の問題といたしまして、前回の国会の審議については、一々指図したかどうか。総裁としては、すでにその際にも申し上げましたとおり、私は、政府として、政府の責任において審議をお願いしておりました。国会の運営につきましては、副総裁並びに幹事長にまかしてございします。そのことをお答えいたしたのであります。しかしながら、指図はしなくとも、総裁としての責任があるのではないか、かような御指摘であります。私もその責任は免れるわけにはいかない、かように考えております。したがって、私のかねてからの主張でありますいわゆる民主政治を守る、同時に議会制度を守り抜く、このことを心から考えておりますので、また野党の諸君の御協力も得まして、ぜひともこのことを実行してまいりたいと思ひます。幸いにいたしまして、今回、前議長、副議長のあつせんによりまして、正常化の方向に踏み出すことができた。私は、このことは

たいへんわが国の議会政治上重大なる意義がある、かように考えます。さらに積み重ねをいたしまして、その内容も充実し、真の民主政治、議会政治を守る、かようにいたしたいものだ、かように思ひますので、せっかくの皆さま方の御協力も心からお願ひする次第であります。(拍手)

第三に、有言実行ということばをししばしば使っておるが、その中身はどういうことをしたかというお話でございしますが、これも、私があまり自慢らしく説明するまでもなく、すでに国会等におきましてそれぞれ議決を経たものでございしますから、重ねて申し上げません。

次の問題といたしまして、かような状態、日韓国会の事態等にかんがみて、議会制確立のために国会を解散すべきではないかというお尋ねであります。私は、この議会政治そのものは、どこまでも国民のために国民とともに政治をする姿勢であつてほしいと思ひます。国民が迷惑を受けるようなことは、私もはすべきではないと思ひます。各政党の争ひも、もちろんこれは、政党と申します以上、ときに争ひ争ひはありますが、その争ひの結果、国民自身が迷惑をするというやうなことがあつてはならないと思ひます。私は、そういう意味におきまして、ぜひとも補正予算等の成立は、早くこれを希望しておりますので、そういう意味で御審議をいたしたいと思ひます。

(拍手)また、解散などは、国民自身がたいへん私は迷惑をするのではないかと思ひます。ことに、今日の国内の経済情勢など考えますと、解散をいたしまして、一カ月あるいは一カ月半の政治空白をつくるべきではない、かように私は考えます。かような意味からも、ただいまは解散などは考えておりません。このことははっきり申し上げておきます。

私は、以上のような観点に立ちまして、今回の問題と真剣に取り組んでおります。過去におきまして、これらの事柄についてすでにたびたび発言をいたしました。臨時国会における苦い私どもの

の経験は、私どもがこれをまじめに、この苦い経験を今後生かしていくといひますか、取り組むべきことだ、この意味において、ほんとうにえりを正して反省をして、議会政治を守り抜く、その方向で努力をする考えでございします。

その次に、外交問題についてのお尋ねであります。外交問題については、あるいは向米一辺倒というやうなことは、そのまゝのことではありませんが、米政府追随の外交をしておる、こういうことを言われましても、私はししばしば申し上げましたように、これは自主的な外交を私は展開しておるつもりであります。したがって、ただいまのやうな御批判もこれは御自由かと思ひます。

竹島の専管水域につきましてはお尋ねがございましたが、私も、この竹島を含めて、わが国の領土等について専管水域を設けること、たとえば島根、山口、福岡、佐賀、長崎等の沿岸並びに島嶼につきまして、さやうな政令を出したことは、すでに御承知のことだと思ひます。竹島については、韓国自身もその領土を主張しております。わが国もこれを領土を主張しております。これが紛争問題であることは、ししばしば申し上げた通りであります。また、今度は双方において専管水域を設けるといふやうな事態になれば、これが漁業問題としての紛争の事項ということにはつきりなるのでございします。外交問題としてこれが解決と取り組んでいくつもりであります。

北鮮との関係については、これもお尋ねがありましたのでししばしばお答えいたしましたように、北鮮とは今回の条約では何ら規定はしておらない、したがって、具体的問題について適切な処置をとる、かようにお答えをいたしておりますが、今日もその考えに変わりはありません。

次の、米国のアジア核基地化に対する対策いかんといふことではありますが、これは、米国はいわゆる核攻撃に對しましては有効な核の報復力を維持するといふことが核戦争の発生を抑止するも

のだ、かように考えて、いわゆる世界戦略の基幹として、かような核の報復力を維持する、かような態度をとっておくことは御承知のとおりでございます。この立場に立つて、さらに核兵器がもたらす人類への不幸などを考えまして、いわゆる世界平和維持のために、核拡散防止であるとかあるいはさらに核兵器をも含めてのいわゆる完全軍縮、こういふことの実現に努力をしておる次第であります。私どもも、核兵器につきましては、被爆国として唯一でありますので、ぜひとも核兵器、これは人類の敵として心から憎む、いかなる事由があろうと核武装はしないということを国民とともに誓ってまいりました。ただいまの軍縮あるいは核拡散防止、そういう方向において一その努力をいたしまして、この地上から核兵器が不幸なる結果をもたらさないように、この上とも努力をするつもりでございます。

次に、対ソ政策についてのお話でございますが、対ソ政策は、ただいままでのところ、昨年じゅうに具体的問題が、たとえば日ソ航空協定、領事条約、あるいは漁業の安全操業、あるいはシベリアの経済開発に対する協力の問題など、具体的な問題がいろいろあります。これらについては、それぞれの対策を講じてまいっておりますが、また両国の間に協議を遂げておりますけれども、問題にさらさらに進んで、日ソ間に平和条約を締結するということが、これが私どもの願ひでもあるのであります。しかし、今日の状況のもとにおきまして、領土問題を解決するとか、あるいは平和条約が締結の見込みがあるとか、かように私は考えておりますので、国民の協力のもとに、一そうこれらの問題と慎重に取り組んでまいらるべきでございます。また、中共の国連加盟問題につきましても、この国連の総会における票数なども非常な流動をしておりますので、今後、中共問題に対するわが国の態度は、一そう慎重に検討してまいらるべきでございます。

沖縄問題につきましては、これは申すまでもない

く、祖国復帰は、沖縄住民ばかりでなく、九千万同胞とともに心から念願しておるものであります。私が沖縄を訪問いたしましたのも、こういう点を考えて参つたわけでございます。しかしながら、ただいまは米国の施政権下にあるわけでございります。ただいまこれら地域に核基地があるといふようなことで、この問題をいかに扱うかという具体的なお尋ねがございりますが、問題そのものは、ただいま申し上げるようになります。私どもが施政権を持っておりませんから、そういう意味では、この問題に触れるわけにいかない。御承知のとおりでございます。

アジア開発銀行の問題についてお尋ねがございましたが、私は、アジア外交の基調をいたしまして、経済協力、技術援助等を考へて方々しております。しかしながら、不幸にして、この本店を東京に誘致することができなかったことは、まことに残念でございます。

次に、財政経済の問題について、詳しいお尋ねがございました。詳細はそれぞれ主管大臣からお答えするのがいかにと思ひますが、ただいまお尋ねになります。物価の問題について十分の効果をあげることができなかったことについて、国民に申しわけないと思ひておるか、また、池田内閣の責任で、自分たちの考へておるか、かような考へ方を持つておるか、あるいは公共料金の引き上げをやめるような考へはないかというお尋ねでございますが、この具体的な三点について申し上げます。

私は、この物価問題、いわゆる不況を克服するという、経済を立て直すということ、これがこの佐藤内閣の大きな使命だ、かように考へて、昨年、今年、これと真剣に取り組んでまいりました。この夏以来の一連の施策がそれぞれの効果を出しつつあることは、これも皆さま方御承知だと思います。しかしながら、事柄が、経済問題はまことに深刻な問題であります。一年に六千件以上の倒産の現象を引き起こして、こういうふうな

まことに深刻な経済現象でございますために、これに對して、いわゆる非常な決定的な処置がとれて、直ちに効果があらがる、こういうものではないと思ひます。しかしながら、国際収支の関係も非常に好転しておりますし、外貨の保有高もふえておりますし、また、株式界もようやく活況を呈しつつあります。これらの事柄は、今後の経済の回復について私どもが期待を持ち得る点でありますので、そういうふうに見ていただきたいと思ひます。

物価問題がしばしば論議されますが、この物価問題は経済の一現象であること、このことはおわかりだと思ひます。経済そのものの克服、不況を克服することによる、そして、いわゆる総合的な、また生産性の向上による物価の引き下げ等の効果を發揮するように、経済そのものを安定成長に導かなければならないことは、私が指摘するまでもないところであります。そういう意味で努力をいたしておるのでございますので、今日までその効果が出てまいらないことは、国民諸君から見まして、たいへんあせつた気持ちもあるだろう、こういう点について私は理解をするものであります。しかし、いましばらくごしんばうを願ひたい、かように思ひます。また、池田内閣時代の経済につきましても、すでに経済の成長についてそれなりの評価が下され、りっぱな点におきまして国民からも感謝されておると思ひますが、しかし、行き過ぎはよろしくないものでありますので、今日安定基調へこれを乗せることについて努力をしておるわけであります。

公共料金の引き上げをやめまいかというお尋ねでございますが、公共料金の決定される公共企業体もまた事業でございます。したがって、簡単に、公共料金の引き上げをやめる、かように、私は申しません。しかしながら、これが国民生活に重大なる影響を与えることは申すまでもないものでありますから、その時期並びに引き上げの率、これなどにつきましては、最善の努力をいたしまして

で、そして、国民生活を圧迫しないように、最善を尽くしてまいりたいと思ひます。できるだけその圧迫をわずかな影響にとどめるように、最善の努力をするつもりでございます。

次に、経済財政の問題につきまして、全般についてのお話でございますが、先ほど大蔵大臣から説明いたしましたように、また、詳細をさらにお答えもするでしようが、今年度の経済の実情は、私どもの予想外の経済の停滞でございます。そういう意味で大幅に税収の落ち込みがございります。そこで、こういう点から、いわゆる予算の健全性を維持するという点に、いわゆる予算の健全性を維持するということになれば、すでに御審議をいただきました支出予算を削減して、そうして税収に見合うような態度で対処することも一つの方法だと思ひますけれども、現在の経済界の実情を考へます際に、さような処置をとるべきではない。私どもは、今日の支出予算を削減すべきときではない、公債を発行してもいわゆる財源を調達して、そして必要な施策を実施していくことが今日の経済情勢からは望まれることだ、かように考へますので、先ほど申すところの御審議をいただきます。公債の処理をいたすつもりでございます。

これがいわゆる軍事公債へつながらるのはないか、これに発展するのではないか、かような御心配を持っていらつしやるようでありますが、さうなものでは全然ございりませんし、私どもが憲法を守り、また自衛隊法をどこまでも守つていくその立場から、いま御指摘になるような軍事公債への発展などは御懸念なさらないように、また、この公債がしばしばインフレへつながらないこと、御心配のようではありませんが、これまた、先ほど大蔵大臣から詳細に説明いたしましたように、十分歯どめをして、公債はどこまでも借金で、ある、こういうことでございりますので、いわゆる放漫な財政政策などやるつもりはございません。そういう意味で、インフレのおそれはない、かように私は考へておる次第であります。(拍手)

〔國務大臣福田赳夫君登壇〕

○國務大臣(福田赳夫君) 政府が考えておりますことは財政の大転換である、重大なことであるというお話でございますが、まことにそのとおりであります。しかし、この転換は、私は、時代が要求しておる転換である、かように考えます。(拍手)戦後日本の立ち上りの過程におきまして、長い間非暴論主義、収支均衡方針がとられてきたことの評価につきましては、先ほど申し上げたとおりであります。それは明治維新も同じことであつたと思ふのです。しかし、今日の時点に立つて考えてみますと、国の財政は均衡してある、しかし、国の基礎にある、国の背後にあるところの企業はどうだ、あるいは家庭の状態はどうだといふと、国の均衡財政にもかかわらず、非常な経理の悪化の状態である、かように見るのであります。企業の財務比率をとりまして、これは先進諸国と全く逆な状態にあることは皆さまも御承知のとおりである。また、家庭におきましても、なかなか蓄積ができない。ことに、一番大事な住宅なんかになりますと、まだ、一そろいそろえるだけでも、これは数百万戸建てなければならぬといふような状態でありまして、これは、私は、今日の状態におきましては、国の経済の安定といふことを考える場合に、企業と家庭の経済の安定、これを考える以外にはないのであります。(拍手)国は、企業と家庭の安定のためにその犠牲になる。あるいは今日のように日本の国力が充実した状態におきましては、もう幾ばくの借金を政府がいたしまして、いささかも政府の信用にかかわることはございせん。もう企業と家庭の借金を背負って立つぐらゐの気概をもって財政運営すべきときに来ておる、かように考えるのであります。(拍手)

さうに考えますがゆゑに、重大な転換ではありますけれども、この転換をやめるといふ考え方はいたしておりません。しかしながら、お尋ねのように、一体この歯どめをどうするかといふこ

とにつきましても十分考えております。

第一の歯どめは、何といつても財政の規模が適正にきめられるといふことの一点であります。この財政は、民間活動が非常に活発であるという際には、これは引込めざる。民間の経済活動が落ち込んでおるといふ際には積極的に出る。その調節弁として公債が有機的に活動するのであります。その適正な規模がきめてあるという限りにおきましては、私は、この財政が、物資、資金、労働、国際収支、これらの経済の諸要素について均衡をもたらしつゝ、この諸要素に不均衡をなすものをつなぐといふ議論があるが、それは、公債財源によつて財政が膨張する、その結果、労働、資金、物資、国際収支に不均衡を生ずる、こゝろに点があるのだらうと思ふのであります。さういふ点から、財政の幅をそのときどきの経済の情勢に応じて適正にきめる。つまり、昭和四十一年度について言いますれば、これは民間の経済活動が弱いときである。こゝろに点には、公債を財源として、政府は積極的な財政を行なうべきときに当たつておる、かように考えるのであります。さういふ適正な財政規模のもとにおいて、公債をどういふふうに行行していかうかといふ次の問題もあわせて考えておるのであります。

次の問題といひましては、先ほど申し上げましたように、その公債の発行を建設目的に限定するといふ歯どめでございまして、それから、第二は、この発行方法を民間消化の方法による。つまり中央銀行の引き受けの方法はとらない。これは国際金融界におきまします通念でございまして、この通念に従つてこの歯どめを厳守して、かように考えておる次第でございまして、

また、公債は増税になるのじゃないかといふようなお話でございまして、もちろん、出した公債は、将来国民の税負担においてこれを償還することになります。しかし、その税を出すところの力、民力がこれによつて涵養されるのであります。これが増税だといふときは、まことに飛

躍した議論であるといわねばならないのであります。(拍手)

〔國務大臣権名悦三郎君登壇〕

○國務大臣(権名悦三郎君) 外交に關する御質問のほとんどすべてが、すでに總理からお答え申し上げたのであります。私はつけ加へるべきものを発見いたしません。ただ、中共の先般の国連における国連加盟の問題、同時に、台北政府を追放するといふ案に対する表決の問題について言及されましたから、この点をさらに分析して申し上げます。

中共の国連加盟を支持する票が四十七、反対する票が四十七、そして棄権が二十票、それから、この問題がかかるので、それを意識して欠席した国が三ヶ国、こゝろに点がございます。すなわち、台北政府を追放して、中共をかわりに加盟させるといふ積極的な支持票は四十七。しかるに、反対した四十七と棄権した二十と欠席した三とを合わせますと、七十票あります。この四十七のほかに、棄権と欠席を合わせて二十三票。これは、明瞭に推測し得るがごとく、中共に対して支持をしない国、あるいは中共支持に対して多分の疑問を持つ国が、すなわち四十七票と合わせて七十票あるといふことになるのであります。この点を御参考までに申し上げておきます。

それから、竹島の問題に關連して、条約が有効になるやいなや、これに対して向こうが専管水域を設定する等のきわめていわば挑発的な態度を示してきておるではないか、ゆゑに、この例において見るがごとく、日韓条約は平和的な条約にあらずして反平和的な条約であるといふような御意見のようでございまして、請求権及び経済協力の問題といひ、あるいは漁業の問題といひ、在日韓国人の法的地位の問題といひ、あるいはまた文化協力の問題といひ、きわめてこれは友好的な平和的な条約でありまして、ただ一つ竹島だけが、ついに問題を解決することができなかったで、紛争問題として今後の折衝に残されたのみであります。

す。これをとらえて条約全体が反平和性を持つておるといふようなことは、まことに当たらない議論であると思ふのであります。(拍手)

以上、申し上げます。

〔國務大臣藤山愛一郎君登壇〕

○國務大臣(藤山愛一郎君) アジア開発銀行本店が日本に來せんことは、私も代表として参りましたので、まことに遺憾に思ふわけでございまして、平素われわれは、やはりアジア外交を考えます上において、日本がアジアの一員であるといふことを口に言ひながら、必ずしも十分なお世話をしなかつたのじゃないかといふ反省を持つておるでございまして。アジアの各国はそれぞれ独立を達成すべく苦闘の努力をいたしておるのでございまして、その裏打ちとして、経済開発が必須の条件でございまして。したがつて、アジア各国におきましては、いふゆる唯一の先進国である日本は、もつとあたにかい気持ちをもち、さうして具体的にこれの國が要求しているものについて、もつとあたにかい気持ちをもち、これに報いてやるべきことが必要だと思ふのでございまして、さうしたことを今後われわれは反省しながらやうてまいります。ば、今回のような失敗がなかつたことと思ひます。大いに反省することによりまして、今後努力をしてまいらなければならぬといふことを感じてまいりました。

物価問題につきましては、非常に重要な問題でありますことはもうございまして、われわれは日夜これに取り組んでまいらなければならぬのでございまして。しかし、今日の物価は、いふゆる景気循環からきておる問題でなくして、やはり機構上の問題からきておるものとわれわれは判断させていただきますのでございまして、したがつて、これらの問題については、根本的にそれらの経済上の格差あるいはひずみ等を是正することによつて、初めて本格的にこの問題の解決がはかり得られると思ひます。したがつて、その過

程におきまして、公共企業体といえども、たとえは東京周辺の鉄道のことを考えてみましても、急に東京の人口が膨張している、そうして、冬になれば外套を着ただけでももう乗れない、押し込まなければならぬというような状況そのものを解消してまいらなければならぬのでございまして、そういうことを考えてまいりますと、相当大きな資本投資を必要とする。それに対して資本投資をするため、いかにしてそれらの資金を調達するかという問題は、これは重要な問題でございまして、単に政府が出すというだけで可能な問題とも思いません。したがって、今日これがある程度乗客に持っていたこともやむを得ないものであって、それは将来の物価安定に進む第一歩だと思ひます。ただ、しかし、これらの公共料金を上げます際には、むろん今日引き続いていろいろな物価の上におきまします誘発作用を起しますもので、それらの問題については、できるだけ金額につきましても、あるいは時期等につきましても慎重な配慮をしてやうてまいることが、消費者のために考えなければならぬこととございまして、われわれとしては、そうした考えを持ちながら、今日、米価にいたしましても、国鉄にいたしましても、郵便料金の問題にも取り組んで、結論を出してきておるわけでございします。

赤字公債の問題については、大蔵大臣から御説明がありましたので、それ以上つけ加えることは無いと思ひます。(拍手)

【国務大臣坂田英一(君登壇)】

○国務大臣(坂田英一君) 竹島の専管水域に関する問題につきましては、先ほど總理並びに外務大臣からお答え申し上げたとおりでございしますから、私からの答弁は省略させていただきます。

(拍手)

【国務大臣永山忠則君登壇】

○国務大臣(永山忠則君) 公債発行等によりまして、地方財政を圧迫したり、あるいは地方の税負担の増を招いたり、中央集権化におこらないよう

うに、地方財源の拡充に努力をいたし、特に、公共事業等の実施にあたりましては、地方の自主性を尊重いたすように、鋭意努力を傾注いたしておる次第でございします。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) 野口忠夫君。

【野口忠夫君登壇】

○野口忠夫君 私は、日本社会党を代表して、ただいま提案されました昭和四十年第二次補正予算について、この予算に国民の皆さん方が願ひをかけている、この願ひをもとにして、その内容等にわたり、總理及び各閣僚大臣に質問をいたしたいと思ふのであります。(拍手)

今回、国会混戦の責めを負うて、議長、副議長が辞職をして、新役員によつてようやく本会議開会の運びとなったのであります。国民に大きな政治不信の念を深め、重要な審議案件を流産に終つたなどの問題は、決してこれで解決したとはいえないのであります。

民主的な議院は、思想、信条の異なる議員、政党内で構成され、それぞれの立場が尊重され、その自由の総和の上に具体的に保障され、存在するものであります。このような議院の成果を保つためには、もちろん国会議員の運営の責任であります。しかし、さらに重要なことは、議員の自由を保障する出身政党の民主的あり方であらうと思ふのであります。一党一派、多数少数に偏することなく、公正中立、議会民主制確立に挺身する自由を議員就任のときより保障する環境でなければならぬと思ふのであります。民主主義体制のなめを占める国会議員の大多数は、長年月にわたる、多数を占める自由民主党の独占するところでありまして、そこには、常に、多数である政府・与党の意思を国政の意思として議決されることをもつて、円満にして正常な国会の運営と称するかのとき状態を生んできたのであります。議員の任務は、いかにして政府・与党のために働くかであり、これに反対する野党の意見、主

張をいかにみごとに封殺するかで、その議員の功罪の評価基準とさなっている現状であります。国会の正常化を何度高言し、議長を何度取りかえても、この議会民主制を顧みない多数独裁の傾向を改めない限り、真の国会正常化はあり得ないと思ふのであります。(拍手)新議長は全く人を得たる人格者として、副議長は議会運営のベテランとして、テレビでのごあいさつは全くこりっぱなものであり、その就任の御決意のほどもうかがわれたのであります。従来、経験が顧みまされ、この二人の方もまた責めを負うて辞職されることがないとは断言できないのであります。絶対多数党の總裁として、政権担当の總理として、議長、副議長の交代によつて補正予算成立のめどが立ったなどと安易な考えでおられるとは思ひはしませんが、議会民主制のじゅうりんは、政治本来の民主的立場を左右し、ひいては日本の民主主義体制の根本を左右するものであることを考えるとき、この際、總理として、總裁として、議会民主制確立のための所信のほどを承りたいと思ふのであります。(拍手)

次に、今回提案されました第二次補正予算は、その内容においてまことに重要な問題を含んでいるのであります。お尋ねいたしたいことは多くありますが、おもな点について、二、三お尋ねいたしたいのであります。

その第一は、従来の補正予算は歳出における補正が重点でありましたが、今回の補正は歳入補正が重点であることとあります。すなわち、今年度税収見込み額において二千九百億円の減少が見込まれ、今回の補正なくして昭和四十年国家行政は麻痺する、深刻な財政破綻を食いとめるための補正予算であることとあります。

まず第一に、本年度予算の収支において、何がゆゑにこのような歳入欠陥を生じたのかという点であります。明らかに、私は、高度経済成長政策の行き過ぎによる失敗がその原因と言わねばきだと考へるものであります。(拍手)

いわゆる高度経済成長というのは、池田總理あるいは与党の政策的効果のみではないのであつて、第二次大戦以後、世界が当面し、日本が当面した、破壊のあとにくる建設のための、当然くる経済活発化への歴史的な発生なのであります。問題は、この当然にきた日本の経済上の問題をどうのようにより有効に解決し対処するかが政策課題として登場するものであつたのであります。ヨーロッパ諸国、諸外国においては、至るところの地域に見られる住宅と舗装道路の完備があり、国民生活消費水準が高位であり、社会保障制度の完全実施が行なわれており、国民生活の向上、福祉政策の充実、これがその政策課題であつたのだと解されます。この重要な時期に日本の政策課題を担当されたのは池田内閣であり、その解決の方向は、所得倍増と経済格差解消の表看板に飾られた日本産業資本繁栄の方向であつたのであります。すなわち、生産資本財中心の設備投資拡大政策による過剰設備、過剰生産は、激しい過当競争を助長しながら産業資本の蓄積を拡大し、二重構造の上辺の繁栄策に尽き、これと通うことのない大多数の下辺との格差を拡大し、消費有効需要の鎮静を必然的にもたらした、生産と需要とのアンバランスによる破綻的現状を生んだのがこの実態であらうと思ふのであります。(拍手)日本の当面した経済の進路の判断を、繁栄のムードづくりに終始し、地域的格差、産業的格差、個人的格差の解消に徹して全国民の繁栄と幸福に奉仕する政策としての見通しを持ち得ないで、その二重構造のひずみの拡大に終始し、現在のより大きな犠牲を国民に与えた責任は大きいのであります。(拍手)

しかるに、佐藤内閣の経済政策の方向は、全く不況打開の本質的要因である政策の失敗にはおかむりして、単に経済不況解消の名目で、国の均衡財政堅持の原則を打ち立てた財政法四条を拡大解釈し、大幅な国債発行による財源獲得により、さらに財政拡大の方向を指向し、政策的要因に基づく責任を、国家財政の基本方針を転換することに

よつてのがれようとする重大な問題を提起しているものであります。

そこで、佐藤総理並びに大蔵大臣にお聞きする第一は、このような政策の推進が、常に主張していられる来年度以降の安定経済路線とのどのように結ぶかであります。不況という現象をどうにもできない自然発生的なものとし、政策的、人為的要因の是正、反省に目をつぶり、単に不況打開のための国債発行による大幅な財源確保と財政刺激を企図するなどは、はたして安定経済実現の路線とどう結合していくのかをお尋ねしたいのであります。(拍手)結果的には、インフレ的様相の拡大の中に、国民の犠牲による経済推進を強行するための隠れみゝとして、国民をだます安定経済ということになりはしないかと憂慮されるのであります。御所信のほどを承りたいと思うのであります。(拍手)

なお、財界及び与党の大幅な国債発行の要望は、すでに強い要求としてあらわれております。過去に経験した軍事公債の発行が、当時もそのインフレ化を考へて行なつたものではなかったにもかかわらず、大きなインフレ破綻に日本経済を突き上げた経験に徴しても、いわゆる歯止め効果がある、安易な財源調達の方法として許される国債発行を持限り困難であり、まことに過去の経験の道を、緊迫するアジア情勢に合わせる軍備拡張政策とともにたどるのではないかと主張するものですが、公債発行とインフレの進行についてお伺いしたいのであります。

次に、企業減税による企業貯蓄増大による自己資本比率の向上が安定経済の導入の課題となっているようであり、資本蓄積的傾向への企業育成が再び設備投資過当競争への促進剤となり、コスト低下の合理化が過大な不況風に乗じて、深刻な人員整理、解雇制度の増大等をその雇用問題として漸次増大しつつあることは、憂慮すべきこととであります。農民離農の問題とともに、過剰生産に對して応じ切れない需要、その有効需要の絶

對源である消費人口の窮乏の深化は、全く不況対策の本末を転倒するものといわざるを得ません。経済不況打開の道は、当面する日本経済の持つインフレ性と物価高とを終息せしめる方向で安定した経済に移行するものでなければならぬとすれば、上部構造の繁栄にのみ狂奔した日本の経済政策をやめ、下部の雇用安定の方向における、もつと深くその実態をながめた上での日本財政の不況対策を行なわなければならぬと思うのですが、その所見はいかがでございますか。(拍手)

なお、明年度予算について、政府・自民党の中に、公債発行額とその減税額について意見の対立があると聞くのでありますが、これはまことに昭和四十一年度以降の日本財政に対する重要な問題であると思われ、この際明年度予算編成の基本方針について明確にお示しを願ひ、その際の公債発行額と減税額はどれほどにするのかもお示し願ひたいと思ひます。

次に、今次補正予算との関連において、先ほど佐藤総理大臣から物価安定の問題についてお聞きしたのでございますが、国会周辺に、白いエプロンを着て、物価高騰の中で苦しむ主婦の声は、日本の総理大臣の耳には聞こえないのではないかと、いうように、その答弁を聞いて感じた次第であります。相次いで、決定された公定料金の値上げにつきましては、先ほど御質問があったわけでございますが、私は、この公定料金の引き上げが、一体物価引き下げ、物価安定ということにどのような影響を与へ、どのような結果をもたらすものであるか、料金値上げが物価安定に対する関連。先ほどから総理の答弁を聞いても、この点は明瞭にならないように思ふのですが、料金は上げなければならぬ、しかし物価は抑えなければならぬ、この二つの間にある矛盾が、どうしてもその説明では了解できないのであります。

物価問題に關しては、藤山経済企画庁長官がその

の衝に當たるものと思ひますが、あなたは、この重要施策として掲げる物価安定について、佐藤内閣の指導的職責の人であります。十七日の米価審議会に招かれて、消費者物価上昇率について、本年度並びに来年、四十二年度につきまして、段階的な引き下げの方針をお示しになったようでございますが、その日の午後、藤山さんのお考えとは全く反対な値上げが行なわれておるのでございますが、藤山さんは、経済企画庁の経済担当の大臣として、あなたの示された昭和四十年度以降の物価上昇率引き下げのパーセントは、今年七・五％ではどうもおさまるものとは私は思われませんが、この辺のところについて、物価安定についてあなたの言われた数字的見解と、公定料金との間における経済企画庁の考え方との矛盾点を明らかにしていただきたいと思ひます。(拍手)

次に、農林大臣にお聞きしたい。相次ぐ今年度の災害に泣く農民のための災害救済予算編成の補正が見られるのでありますが、宿命的な災害常襲産業としての農業を営む農民の被害は、常襲的であり深刻であります。東北地方に起こった災害などは、掘りこぶし大のひょうが突然降り、収穫時の田は一瞬にして全面ひょうに埋まり、災害反収三斗といわれ、若年労働者を工場に都会に奪われ、後事を守る老農夫の、米を食べることのできなかつた悲しそうな姿を、私もこの目で見るわけでございます。みずからの責任でない自然災害の被害に対する国の答へは、結局、金は貸します、しかし利子はいたしません、共済掛金を繰り上げ支払いましょう、あとは失対事業でも持つてきてくだらう、貧困対策きり行なわれないのであります。現地視察等は、常に大がかりに行なわれ、大名行列は通るのですが、一体その行列の答えるものは、ようやく六分五厘の利子を三分五厘にするくらいのもので、災害であつた食ふ米もない人に、金を貸して利子をとる話では、全く災害対策も情けないと思われるの

であります。(拍手)
わが党は、生活再建を基本とする被害者援護法、個人災害者には生活援護の弔慰金、見舞い金支給、無利子、無担保の融資対策等、災害農漁民を国の手であたたく守る政策確立を決定しているのであり、坂田農林大臣は農民の苦しみをよく知る方として、農業の災害に対する基本的な対策についての御所見をお聞きしたいのであります。

一つは、農業災害補償制度の抜本的充実案を考へ直し、被害農民の被害の実情に十分こたへることのできる制度をつくるべきではないかと思われ

ますが、いかがですか。
再建のための資金難は当然であります。当然融資の必要があるのですが、無利子という制度が最も望ましいけれども、せめて長期の据置き期間を設けた融資制度の確立等を考えることについて、その御所見などを承りたいと思ひます。

公務員給与のベースアップについて、発表によりまして、九月実施はたいへん厚く引き上げたなどと称しておりますが、人事院勧告は五月実施を強く勧告しているものであります。日本国政府のILO委員会報告書によると、公務員労働者の権利制約に對し、政府は人事院機関を設け、その権利を保障してあるので、公務員はたいへんしあわせであると報告されております。世界の信義の上に成り立つ公的機関にみずから表明した日本政府は、当然勧告尊重の義務があり、労働者は権利があると考えるべきであり、五月実施こそ当然なのであつて、要求事項ではなく、正当な権利と称すべきものであります。

労働大臣は、今回のベースアップにおいて、この辺のところをどうお考えになっておつたのですか。九月実施で、これでも厚くしたなどとお考えなのでしょいか。農地報償金など、裁判所も調査機関も該当しないことを明言しているところには、んと出るほど、日本財政は豊かなのであります。

労働者の基本的権利獲得について、今回のペースアップ九月実施についての労働大臣の御所見と、今後の人事院勧告に対する労働大臣の所信のほどを承りたいのであります。(拍手)

次に、地方財政の危機についてであります。地方財政の収支状況は、昭和三十六年から一挙に転落し始め、地財法適用時の昭和二十九年度の赤字財政時代に逆戻りの憂慮すべき状況に立ち至っておりますのであります。一体何が上向きになった地方財政を再び落としていったのか。地方財政の下向きに折れ曲がった時期が、所得倍増政策へ切りかえられた昭和三十五年、六年からであるところに、国家施策の放漫財政の自治体導入の負担のしわ寄せにあると指摘するべきであります。

本補正予算には一応四十年度のつじつまをやりにくっておりますが、昭和四十一年度はさらに深刻化することは、自治体自体が考へておるのではありません。この際、この席上において、窮乏した地方自治体を救済するために、国債発行との関連性の中で、もう一度地方自治体が明るく喜べるようなお答えをこの場所においてお願いしたいというように思ふのであります。

最後に、佐藤総理の組閣当初に国民に公約した人間尊重の政治が、ともすると壇上やテレビの中に終わること、まことに多いのであります。世界に繁栄をもたらすとともに深い偏差と侵略のつめあとを残している資本主義のこの姿の中から、人間が人間らしく生きる願いに燃えて立ち上がる民族解放の運動による世界の新しい変革の中に、従属を排し、自主日本の旗じるしを掲げる政治に期待し、国民の願いと要求に沿う真の人間尊重の政治具現を熱願し、警察の力や守衛の力で防衛しながら国民と争う政治ではなく、民衆の中に歓呼をもつてこたえられる政治実現に御努力あられんことを願つて、質問を終わるものであります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) お答えいたします

す。

議会民主制の確立についてお尋ねがございましたが、この点につきましては、先ほど野原君にお答えしたとおりでございます。皆さまともどもに、私も民主政治を守り、同時に、議会制度、これをぜひともわれわれの力によってさらに改善向上していかなければならない、かように思ひます。

また、第二の問題といたしまして、ことしの歳入不足についてのその原因は一体何かということでございますが、これまた先ほど野原君にお答えしたとおりでありますから、お許しを得たいと思ひます。

次に、最近の経済成長に対する態度は、いわゆる安定成長ということをやっているが、公債を発行したりその他の安定成長とどういう関連を持つのかという点のお尋ねであります。私は、ただいまの不況克服、これが何よりも大事なことであります。国民が非常に暗い、陰鬱な気持ちになっておられますので、不況克服に真剣に取り組んでいく。その意味におきましては、一時的なものとはいへ、ある程度需要を喚起する、あるいは刺激を与え、こういうこともやむを得ない、かように思つておるのであります。ただいまの公債政策は、借金ではあります。同時に積極的な政策である、かように御理解をいただきたいと思ひます。しかしながら、この不況克服、その後に私どもの考える安定成長への道を歩んでまいるのでございまして、どうかさういふ意味でごらんおきを願ひたいと思ひます。

明年度の予算編成の方針については、これは大蔵大臣からお聞き取りをいただきたいと思ひます。最後に、国民とともに、また国民のために私どもは政治をする考へてございまして、それにおきましては、十分人間尊重、歩行者優先等の具体的な政策を取り入れてまいらるつもりでございす。(拍手)

〔国務大臣福田起夫君登壇〕

○国務大臣(福田起夫君) 公債を発行するとインフレになるのじゃないかというよりな話であり、公債は、これを健全適切に運営するにおきましては、インフレと何らの関係はございません。戦争のイメージを抱いておられるのかとも存じますが、これは戦争がインフレを起したものであつて、公債じゃないと理解しております。

また、明年度の予算の編成にあたりまして、政府、与党の間で意見の対立があるかのごときお話をございしますが、全然対立はございません。何とぞ御安心のほどをお願い申し上げます。

なお、公債や減税の額につきましては、いずれあらためてお答えする機会があろうかと思ひます。

なお、地方財政の問題につきましては、先ほど自治大臣からお話がありましたけれども、公債発行によりまして国の財政が拡大されます。それに伴ひまして、地方で相協同してする仕事があり。さうなことであり、また、景気動向を反映いたしまして地方税の収入が減るという問題もあります。さうなことは、総合的にこれを検討いたします。昭和四十年度の補正予算におけるがごとく、地方財政に支障のないように措置する考へでありますので、御安心のほどをお願いしたいと存じます。

以上であります。(拍手)

〔国務大臣小平久雄君登壇〕

○国務大臣(小平久雄君) 今回のドライヤー報告は、人事院の勧告につきましては直接触れてはおりませんが、政府はいたしまして、基本的には、人事院勧告はもちろんこれを尊重すべきものであると、こゝろを立場でございます。今年、今年に例年になく非常に苦しい財政的事情ではあります。精一ぱいの努力をいたしましてこの九月から実施すると、かように方針をきめ

た次第でございまして、御了解をいただきたいと存じます。今後におきましても、もちろん同様の態度で臨むべきものと考へております。(拍手)

〔国務大臣坂田英一君登壇〕

○国務大臣(坂田英一君) 本年発生した各種の災害については、天災融資法の発動、激甚災害の指定、農業共済金の早期支払い、その他いろいろの施策を講じ、種苗確保対策、病虫害防除対策等の措置を講ずるほか、農地等の公共施設に対する災害等についても、実情に即し、被災地の指定を大幅に行なつておるよう努めてございまして、これらの復旧については、相当の金額を予備金で支出いたし、さらに補正予算でも多額の資金を計上いたしておるわけでございます。また、被害農家に對する資金の融通については、天災融資法による経営資金百三十六億、それから公庫資金から百十四億、それらを確保することにいたしてあります。なお、長期、低利の方面に向かつて十分の注意を払つて、今年は三分の低利資金の貸し付けが相当多数占めておるよう努めてあります。したがって、災害対策は十全であるとは言ひ得ないにしても、災害農民の不満を買ひような事態はないと考へております。

無利子、長期融資の問題はまことにけつこうであります。農業金融全体の利子体系にも触れる問題であり、当面、現行制度の充実と円滑な運営で対処していきたいと考へておる次第であります。(拍手)

〔国務大臣永山忠則君登壇〕

○国務大臣(永山忠則君) 地方財政の来年度の見通しについては、お説のとおり、相当の歳入不足が予想されるのでございしますが、しかし、地方財源の充実、行政の効率化等に意を十分用ひまして、地方財政が混乱におちいらぬように最善の努力をいたしたいと存するのでございす。(拍手)

昭和四十年十二月二十日 衆議院會議録第一号

國務大臣の演説に対する受田新吉君の質疑

一六

○議長(山口喜久一郎君) 受田新吉君。

〔受田新吉君登壇〕

○受田新吉君 私は、民主社会党を代表いたしまして、ただいま上程されております昭和四十年年度の第二次補正予算案並びに大蔵大臣の財政演説に対する質問を試みんとするものでございます。

(拍手)

さて、本補正予算案は、顧みますに、十一月二十四日衆議院に提出されて以来、じんぜん月日を積み重ねて、廃案となつたものでございませう。今国会召集とともに、あらためてこれが提出されまして、押し迫つた年の瀬を控えて、急遽審議の机上にのぼせられるという事は、日韓国会の変則状況の結核といひながら、政府の責任まことに重大であるといひなければなりません。

(拍手) しかし、私は、国会の正常化を前提として、この当面急を要する補正予算案の審議が、各党の歩み寄りによつて軌道に乗せられた今日、あらためて本予算案のかかえた問題点を質問を通じて明らかにし、政府の所信をたざんとするものでございませう。(拍手)

さて、今回の政府提出の補正予算案には二つの目的がひそめられていることを認すことができません。

第一に、本年度税収減見込み二千五百九十億円に見合つた同額の公債発行に踏み切ることでございます。これはわが国財政が終始均衡を鉄則としておりました従来のあり方を、この補正予算案以降は赤字財政でもやむなしの方針に転換することの意味するものでございまして、わが国財政の制度としては画期的な大事件を提起したことでございます。

第二に、本年八月の人事院勧告に基づく公務員給与改善、災害対策など、緊急不可欠な歳出補正をすることでございます。そして今回の最大の問題点は、本日からの第五十一通常国会でもしこれが成立しないといひますならば、政府は二十四日から二十九日の年末にかけて、各機関とも小切

手を振り出し、大蔵証券二千億円を追加させない、と、政府の振り出し小切手は不渡りになりかねないという、換言すれば、笑い話では済まされないうおそれが多分に存在する政府としてはせつぱ詰まつた補正予算案であることとあります。(拍手)

そして今回の補正予算案が、如上の赤字公債の発行という大事件であること、不況対策等日本の財政政策の一大転換を画する重大な案件であり、より長期の実質審議を必要とするものでありますだけに、一そう政府の責任の重大性を指摘しなければならぬのであります。

さて、現在、日本の当面しております予想以上の不況の原因を追及しなければなりません。この不況は、単なる自然現象ではなくして、第一に、資本主義本来の抱く宿命的な欠陥から生じており、第二に、この欠陥を政府は是正するどころか、財政金融政策によつてますます助長してきたところに問題の重点がしぼられるといひなければなりません。

資本主義本来の宿命的欠陥とは次のメカニズムでございます。民間大企業の過当な、かつ無政府的な設備投資競争であり、昭和三十五年度から三十九年度までに二十兆円の膨大な額に達してあるのでございます。これは投資が投資を呼ぶメカニズムの終えんと、いびつな家庭電化ブーム、安易な外国技術の導入の一巡によりまして、過剰供給におちいり、減産を余儀なくされ、ひいては需要の削減、資金の低下を來たし、深刻な不況に突入したものであるといふべきであります。

手は振り出し、大蔵証券二千億円を追加させない、と、政府の振り出し小切手は不渡りになりかねないという、換言すれば、笑い話では済まされないうおそれが多分に存在する政府としてはせつぱ詰まつた補正予算案であることとあります。(拍手)

そして今回の補正予算案が、如上の赤字公債の発行という大事件であること、不況対策等日本の財政政策の一大転換を画する重大な案件であり、より長期の実質審議を必要とするものでありますだけに、一そう政府の責任の重大性を指摘しなければならぬのであります。

さて、現在、日本の当面しております予想以上の不況の原因を追及しなければなりません。この不況は、単なる自然現象ではなくして、第一に、資本主義本来の抱く宿命的な欠陥から生じており、第二に、この欠陥を政府は是正するどころか、財政金融政策によつてますます助長してきたところに問題の重点がしぼられるといひなければなりません。

資本主義本来の宿命的欠陥とは次のメカニズムでございます。民間大企業の過当な、かつ無政府的な設備投資競争であり、昭和三十五年度から三十九年度までに二十兆円の膨大な額に達してあるのでございます。これは投資が投資を呼ぶメカニズムの終えんと、いびつな家庭電化ブーム、安易な外国技術の導入の一巡によりまして、過剰供給におちいり、減産を余儀なくされ、ひいては需要の削減、資金の低下を來たし、深刻な不況に突入したものであるといふべきであります。

そして一方において中小企業、農業、公共福祉部門は、大企業の資本偏在によりまして、資本不足におちいり、生産性は著しく停滞し、恒常的物価高の原因をつくり、その結果、ついに社会的アンバランスを助長するという、まさに資本主義の現代的欠陥である豊富の中の貧困を招いたものであり、断じて許すことのできない重大事でございます。

同時に、政府は、財政政策によつてこれを助長する方向をとつてまいっております。そこで、歳入面におきましては、租税特別措置、利子所得の優遇等により、高い蓄積の生産第一主義をとり、歳出面におきましては、社会保障費、住宅対策費を極度に切り詰め、産業基盤の設備投資の重点を貫き通して、産業界をあおつてきたものといひなければなりません。

私は、この事態に対処して、次のような施策を必要とする存するものであります。総理、大蔵大臣はいかように考えておられるか、御答弁を願ひたいのでございます。

すなわち、この不況と物価高の原因にかんがみて、まず第一に、各界代表の参加する投資計画会議(仮称)を設け、将来の需要に見合ひ設備投資額を決定し、同時に、重要産業の公共性の強化をはかること。第二に、財政の重点を社会保障の拡充、住宅環境整備重点に移行して、所得税の減税をはかるべきこと。第三に、経済の二重構造は金融の二重構造に原因がありますので、中小企業向け金融の画期的促進のために、金融機関の公共性を一そう強化することとあります。

以上の各項目をいままそ敢然と実施しなければ、政府の行なわんとしおる有効需要喚起政策は、インフレを助長し、また、将来とも現在以上の不況をもたらしことは必至であると思ひるのでございます。そして、そのときこそいよいよ本格的赤字公債が登場いたしまして、国民生活は破壊の一路をたどるであらうことを憂えるものでございませう。

そこで、第二次補正予算案の歳出面の問題点を指摘したいと存じます。

私は、この機会におきまして、人事院勧告の給与引き上げ率が平均六・四%と、昨年より一・五%も下回つておることを指摘しなければなりません。これは、物価が本年四月から十月までにすでに五%も上昇しておることと比較検討するとき、問題点がひそんでおるのでございます。また、勧告は実施期を五月としておりますのを、補

正予算案では九月からとしており、完全実施の基本線をはるかに後退しておるのでございます。このような現象は毎年のごとく繰り返され、一向に改善されようとしておらないのでございます。政府は事ごとに人事院勧告を尊重するといひ、そして勧告が出ると、勧告にいうところの実施期五月は、予算編成技術上、または財政上困難であると、逃げの一手を打つておるのでございます。なぜ五月からの完全実施を行なわなかつたのでございませうか。私は、この機会に、この情性的な措置を一挙に解決するために、経済企画庁の発表する経済の見通しの中の物価上昇率を基準として公務員給与の上昇予想額を含め、当初予算に予備費として計上する措置をとるべきではないかと思ひるのでございます。人事院勧告を待つまでもなく、政府の責任において当初予算編成の基本的性格を明らかにする、そのことを検討すべきではございませうか。また、一方策として、人事院勧告による実施時期と予算編成技術面の調整をとる方策はないのでございませうか。人事院は五月以外にも実施期を考へることができないのでございませうか。

また、この機会に、公務員給与に大きい影響を与える消費者物価の上昇率に例をとつてみましても、経済企画庁の経済の見通しはすこぶるずさんであり、実績との間に大きい食い違いを繰り返す愚を改めることができておりません。経済の見通しに伴う安定した経済政策の樹立の根柢をつちかうための経済企画庁長官の所信をたざりたいと思ひるのでございます。

なお、この機会に、一般職、特別職を含む公務員給与の一貫性を持たしめるために、せつかく総理府人事局を置き、総務長官を給与担当國務大臣とした現状にかんがみ、従来他省の所管に属してきたすべての特別職公務員給与を一本の体系のもの

とにおさめ、また、公庫、公団、事業団等の特殊法人のごとく、大蔵省の考へで独断で給与がきめられるという制度にも法律の基礎を与えることなど、また、現職者の給与引き上げに伴って、同じ先輩である退職公務員の恩給、年金のスライド引き上げ等もあわせて考慮する必要があると思うのでございませうが、御見解のほどを伺いたいでございませう。

いま一つ、地方公務員給与及び地方財政についてお伺いたします。

地方財政は極度に逼迫し、地方財政硬直化の原因がいわゆる人件費の急激な増加であり、給与改定が地方公共団体の財政運営の実施の上に重大な障害となっていることを考慮されて、いわゆる安定合理化された方策として抜本的対策を打ち立てる必要があると思うのでございませうが、御所見を伺いたいでございませう。

なお、最近の政府の調査によりますと、大都市の公務員給与は平均三万三千八百円、町村の公務員の給与はわずかに二万円というごとく、同じ公務員に従事しながら、国、地方公共団体公務員の給与のアンバランスは著しいものがあります。これを適正化するとともに、地方財政の経常的収支には、地方税の増徴、地方交付税率の調整等、恒久対策を用意いたしまして、現在の苦悩する地方公共団体を救済する方途を講ずべきではないかと思つてございませうが、特に総理及び自治大臣、並びに、以上の諸点については人事院總裁を含めて御答弁を願いたいと思ひます。

次に、補正予算案を拝見して、中小企業対策は、全く傍観的と言つていいほど無策であります。まじめな中小企業経営者の倒産相次ぎ、かつ、自殺者続出という悲劇が日々繰り返されております。中小企業者の五人や十人の自殺はやむを得ないという十年昔の哀話の比でない最近の実情は、目をおおわしめるものがあるものでございませう。人間尊重の信念を政治の要諦とされている総理は、まず、当面する苦境の中小商工業者に即効的

効果を伴う施策を講ずべきではありませんまいか。

政府は、今回の信用保証制度の拡充だけでなく、開発銀行に二百億円にのぼる追加融資をしている現状にかんがみまして、政府関係中小金融機関にさらに大幅の財政投資を考慮すべきではなかったかと思つてございませう。

物価問題については、相次いで、米価をはじめ公共性を有する料金の引き上げが決定しているようございませう。物価安定の基礎である公共料金に、物価に対する認識を期待することは不可能であると考えざるを得ないと思ひます。物価安定に寄せる政府の具体的構想をお示し願ひたいのでございませう。

さて、次に、歳入面の問題点についてお伺いたします。

私は、二千五百九十億円にのぼる赤字公債の発行には、断固反対するものでございませう。財政の憲法ともいへる財政法の第四条には、国の歳出は、借入れ金、公債でまかなふことはできないと、厳に規定してあります。皆さん、国会をあげてこの問題を真剣に討議するためには、借金財政に転じて、不況と物価高を抑えるという経済政策を同時に用意すべきではなかったかということございませう。このことを考慮せずして、税金の集まりが悪いから借金をするという安易な公債政策に、わが党は断じて反対せざるを得ないのでございませう。(拍手)

わが党の代案は、経費の節約、外国為替特別会計のインベントリー使用、資金運用部資金の使用等をもつて、二千五百九十億円の赤字公債分に充当することとございませう。この機会に、政府は、都合の悪いときは法律を自由に變更するという、法治国家をゆがめる形態を断じてなさないという御所見を伺いたひと思つております。

さて、具体的に申し上げたいことは、政府は、この際思い切つて予算の一割程度の節約、合理化を行ない、減額修正をすべきではなかったかとい

うこととございませう。

政府は、昭和三十九年九月臨時行政調査会の行政改革答申を、すなわち、そしていまだそこ完全な実施に移すべきときではありませんまいか。このようない機会をたらえてこそ、今後、行政効率の合理化、近代化は可能であり、また、冗費の節約も行なわれるのでございませう。さもないければ、今後の国債発行の続行に伴って、ますます非効率、むだが増えかねないこととなるのでございませう。

ここに、わが党は、建設的に前向きな態度として、現在の不況の現状にかんがみ、第二次補正として、当初予算より減額修正をした額だけを、建設公債または借入れ金によって、大衆に直接する住宅、環境整備を中心とした景気刺激政策として盛り込んだ案を提出することを主張するものでございませう。特に、純増加歳出六百五十一億円に見合う歳入のやりくりが、戦後初めての無理を生ましめたというところを考えると、第一に、日銀の納付金、四十一年度初めに納入されるものを、四十年度下半期分二百二十億円の先食いをして本年度内に繰り入れて、第二に、例年なら翌年度に繰り入れる三十九年度剰余金百八十六億円を本年度に繰り入れて、従来出資してきた日本道路公団、産投特別会計繰り入れ、産地振興事業団など三機関に対する二百五十二億円分と、地方交付税特別措置に伴う給与引き上げ額三百億円を融資に切りかえておること、これらは明らかに将来まで利子の負担を課せられた重荷にほかならないのでございませう。こうした補正予算の無理、内部要因を、如上のわが党の掲げる前向きな措置をとることによって是正するよう、政府の深い反省と見解を求めるものでございませう。(拍手)

さらに、おしまいに、来年度予算編成方針について大蔵大臣の御所見を承りたいのでございませう。

わが党は、来年度予算の編成方針の重点は、不況の克服、物価高の抑制、公共福祉の増進の三つ

でなければならぬと考へますけれども、政府はこの三つのどれに重点を置こうとされておるのでございませうか。過日の大蔵大臣の演説を聞き、また、本日重ねて承りましたところによりますと、主として不況克服の点に重点を置いて、物価抑制はこの際あきらめざるを得ないような形になっておるようございませうが、これは基本的に誤つておることではございませうか。われわれは、不況の克服と物価の抑制は、さきに述べましたように、これらのよつて来たる原因を考へるならば、りっぱに両立できるものであることを強く主張しておきたいのでございませう。すなわち、建設公債はあくまでも生活環境の整備と住宅投資に限って発行し、同時に、企業減税は中小企業だけに限るべきであり、大企業向け企業減税資金を、全額、農業の計画生産、流通機構対策、中小企業近代化対策等、物価抑制措置に向けべきであると考えらるものでございませう。

最後に、政府の予算編成方針の無定見、無計画をあらためて追及したいのでございませう。

すなわち、建設公債の額にしましても、当初は六千億円と言つておきながら、次には六千五百億円になり、最近に至つては、七千億、八千億と、どんどん膨張しております。一体政府は何をめどに、また、いかなる理論根拠でこのような額を算定しているのございませうか。全く先が思いやられる無謀な編成ぶりであると断ぜざるを得ないのでございませう。先ほど大蔵大臣は、量よりも質に重きを置くと言つたのでございませう。赤字公債を無定見に発行し続けて物価安定を忘れたかか姿が、どうして質の向上を伴うのでございませうか。当初予算に対する補正予算の性格を十分検討されて、私の見解に対する御所見を、総理を含め、大蔵大臣に御答弁を願ひたいと存じます。

なお、終わりに、日韓関係予算の計上に関連して一言承つておきたいことがございませう。

日韓条約の締結に伴う日韓の親善関係を推進する上におきまして、経済関係だけでなく、相互

昭和四十年十二月二十日 衆議院會議録第一号

國務大臣の演説に対する受田新吉君の質疑

一八

の人間関係の向上をどう考えておられるのでございませうか。一例を、帰化した、かつての朝鮮人に引かせていただきます。いまりっぱな帰化日本人でありながら、銀行等の融資その他の経済関係、就職等の人間関係で著しく差別待遇を受けている事例は、最近においても枚挙にいとまがないのでございます。このような排他的大意識がまだ残されているとするならば、新たに永住許可権を認められる多くの韓国人の上にとのよう不安感を与えることでもありませうか。韓国内政問題ではございますが、戦後の反日教科書の改善に期待して、古い友好関係の改善を待つ韓国人の人間関係の向上の上におきまして、政府の積極的熱意を承って質問を終わりたいと思います。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤栄作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤栄作君) お答えいたします。ただいま経済、予算編成、また日韓等、各方面にわたりました、まことに尊重すべき、かつまた建設的な御意見を聞かしていただきました。心から敬意を表します。しかし、同時に、これらについての私の批判は預かっておきます。具体的問題について所見をただされた点についてお答えをいたします。

まず、第一、今日の不況を克服するために、また、物価問題と真剣に取り組むために、特別な投資計画会議というふうな、各界の人を集めての会議を持つてはどうか、こういうことであります。が、ただいま経済企画庁におきまして、いわゆる中期経済計画等を策定いたします際にも、各界の方の御意見を拝聴しておりますし、また同時に、物価等の問題についても、最近、私どもが民間の協力を得る、また各界の御意見を伺う、そういう懇談会等を設けておりますので、お尋ねのようなものに近いものが考えられているということをお承知願いたいと思います。

同時に、社会保障等の関係の公共事業の整備に特に注意すべきではないかということでございます。

すが、最近、社会開発懇談会におきましてこの種の答申を得まして、住宅問題、これは量ではありませうが、質的な住宅問題を中心にして、住みやすい社会をつくるように進めるべきではないか、かような答申をいただいておりますので、これが予算編成の面にも出てくることだと御承知おきを願いたいのであります。

次の第三点で、中小企業の今日の窮状等を考えた場合に、金融の面で特に中小企業向け対策を立てるべきではないか、これはまことにお説のとおりでありまして、私も今日までさような意味で中小企業対策に特に留意してまいりましたのでございします。そうしてまいります、この中小企業が、金融的に、金利の引き下げ、あるいは量をふやしても、十分使われないような状況だ。むしろ中小企業の要望は、いわゆる需要の喚起にある、注文をもっと出してもらいたいということでありまして、経済全般の不況克服、これが同時に中小企業対策の重点にもなるんだ、かように私もはいま考えておるのでございます。中小企業対策は、なかなかこまかなめんどろを見なければ、十分の効果をあげることができないと思ひますので、一そう注意をいたすつもりであります。

次に、予算編成と人事院勧告との関係についてのお尋ねがありました。なかなか人事院勧告と一致しないという、いままで非常に予算編成上も悩み、中間において人事院勧告を実施する今日の実情は、たいへん困った問題であります。しばしば論議を重ねておりますが、ただいままでのところ、これに対する具体的な改善方策がまだ見つからないような状況でございます。この上にも私も努力を続けまして、人事院勧告の完全実施へさらに進めていく、そういうことでこの人事院勧告を尊重する、かようにしていきたいと思ひます。十分考えてまいりたいと思ひます。

また、最後のお話といたしまして、今日の借金であるいわゆる公債発行につきまして、予算の減額修正をすべきではないか、こういうお話がござい

いたしました、先ほども申しましたように、普通の状況ならば減額修正をするのが一応の案であります。しかし、今日は、申すまでもなく、経済の情勢等から見まして、減額修正をするよりも、所要の財源を見つけて、そうして経済の不況克服、それに努力を払うときだと、かように考えておりますので、ただいまのような措置をとったわけでありまして、もちろん、これは借金でありますから、内におきまして減額修正というふうなことは、はい、たさなにしても、いわゆる経常費の節約、それによつて一つの財源を生み出すし、積極的に合理化を進めていくことは、これは当然であります。さような意味で先ほど来大蔵大臣もお答えしたと思ひます。

以上お答えしておきます。(拍手)

〔國務大臣福田赳夫君登壇〕

○國務大臣(福田赳夫君) 私に対する質問につきましては、大体総理からお答えがありましたので、重複を避けて省略したいと存じます。ただ、今回の経済事情はきわめて不幸な経験でございます。こういう不幸なことを再びしてはならないという反省が私は財界で当然あるべきである、こういうふうに思ひわけでありまして。そういうことを考えますと、ただいまお話しした投資計画会議、こういうものが官製のものでなくて民間からの反省として出てくる、こういうことが非常に期待されておるかと思ひます。それを誘導するような考え方をいたしておるのであります。

なお、来年度の予算編成にあたりましては、不況と物価対策をどういうふうな調整するかという話であります。当面、来年度予算は、不況問題また物価問題、両方に重点があるわけでありまして、この二つの問題は、また相矛盾する面も持つておるのであります。その両者をいかに調整し、安定させてまいりますかということが、考え方として非常に重要で、かつむずかしい問題である、かように考えております。できる限り努力を

してまいりたいと、かように考える次第であります。(拍手)

〔國務大臣藤山愛一郎君登壇〕

○國務大臣(藤山愛一郎君) 経済見通しがずさんではないかというお話でございます。むろん、見通しでございますが、若干の狂いがあることは、これはやむを得ないことだと思ひますが、先ほど御指摘のありましたような消費者物価については相当の大幅な変動がございします。したがって、これらのものについて、われわれが今後十分に見通しをつけてまいらなければならぬことは当然でございます。ただ、今日までの過去の数字を並べまして、そうして帰納してまいりますような関係におきましては、新しい事情の変化もしくは経済活動におきまして精神的な作用面がとくく関係されがちなもので、われわれもそういう点について今後注意してまいらなければならぬと思ひます。そうして、努力目標ではあるけれども、そういうことで、とくく若干低目に見やうという場合もございします。そういうふうなものに、適切な考え方のもとに今後とも整備してまいりつてもございします。必ずしも全部が全部当たるとは、そのとおりいくとは申しかねますけれども、なるべく大きな変化のないような見通しを立ててまいりたいと存じております。

物価問題につきましては、先ほど申し上げたとおりでございますので、省略させていただきます。(拍手)

〔國務大臣永山忠則君登壇〕

○國務大臣(永山忠則君) 地方財政の窮乏打開につきましては、地方財源の強化、行政の効率化、広域行政財政の推進、行政事務の再配分等、あらゆる角度におきまして抜本的施策をいたしたいということは、受田君の言うとおりでございます。努力をいたしたいと存じております。なお、地方公務員の給与のアンバランスは正に對しましても、努力はいたしておるのでございしますが、いまだ不十分でございます。今後一そうこ

それが正に全力を尽くす考えでございます。(拍手)
 ○議長(山口喜久一郎君) 人事院総裁の答弁は適当な機会に願うことといたします。
 これにて国務大臣の演説に対する質疑は終了いたしました。

昭和四十年度における財政処理の特別措置に 関する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(山口喜久一郎君) 議院運営委員会の決定により、内閣提出、昭和四十年度における財政処理の特別措置に關する法律案の趣旨の説明を求めます。大蔵大臣福田赳夫君。

〔国務大臣福田赳夫君登壇〕

○国務大臣(福田赳夫君) 昭和四十年度における財政処理の特別措置に關する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、さきに申し述べました補正予算とらばらの関係をなすものでありまして、最近における経済事情に顧みまして、昭和四十年度における租税及び印紙収入の異常な減少等に對処するため、必要な財政処理の特別措置を定めようとするものであります。

以下、この法律案の内容について御説明申し上げます。

第一は、公債の発行であります。

昭和四十年度におきましては、経済活動の停滞に伴い、租税及び印紙収入は、当初見込み三兆二千八百七十七億圓に對し、三兆二百八十七億圓と、二千五百九十億圓の大幅な減少を來す見通しであります。かかる異常な事態に對処し、この減少を補うため、昭和四十年度限りの臨時特例として、政府は、財政法第四條の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができるとするものであります。

第二は、交付税及び譲与税配付金特別会計につきまして、一般会計からの繰り入れ額の特別措置及び借り入れの措置を講ずることとあります。

さきに申し述べました租税及び印紙収入の減少見込み二千五百九十億圓のうち、所得税、法人税及び酒税の三税の収入見込み額の減少は、千七百三十四億圓となり、これに伴って、昭和四十年度に地方団体に交付すべき地方交付税の総額は、右の金額の二九・五%に相當する五百十二億圓だけ減額することとなるのであります。昭和四十年

度については、地方団体の財政事情の現況にかんがみ、特にその減額を行わず、これを当初予算計上額どおりとすることといたしまして、このため、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れられる金額の算定についての特別を設けようとするものであります。

次に、今般、地方公務員の給与改定に要する経費の財源に資するため、昭和四十年度限りの特別措置として、地方団体に交付すべき地方交付税の総額を三百億圓増額することといたしまして、このため、交付税及び譲与税配付金特別会計におきまして、地方交付税交付金を支弁するため必要があるときは、昭和四十年度において、三百億圓を限り借入金をするのであります。右の金額については、昭和四十一年度以降七カ年度にわたり返済が行なわれるよう措置いたしておるのであります。

なお、これらの措置に伴い、国債に關する法律第一條を改める等、所要の規定の整備をはかることといたしております。

以上、昭和四十年度における財政処理の特別措置に關する法律案の趣旨について御説明申し上げます。次第であります。(拍手)

昭和四十年度における財政処理の特別措置に關する法律案(内閣提出)の趣旨説明に對する質疑

○議長(山口喜久一郎君) ただいまの趣旨の説明に對して質疑の通告があります。これを許します。平岡忠次郎君。

〔平岡忠次郎君登壇〕

○平岡忠次郎君 私、ただいま趣旨説明のありました昭和四十年度における財政処理の特別措置に關する法律案について、日本社会党を代表して、若干の質疑を總理並びに大蔵大臣に對して行なわんとするものであります。(拍手)

この法律案の内容の一つは、ただいまの大蔵大臣の御説明にもありましたとおり、本昭和四十年度における租税及び印紙収入の減少を補うため、約二千六百億圓の赤字公債を発行することができるといふところとあります。

政府は、四十年度予算が赤字予算となると言いますが、財政の赤字は、實質的にはすでに三十九年度から始まっているのであります。すなわち、三十九年度の決算では、通常翌年度に繰り入れられるべき税収をやりくりして表面上は収支均衡をはかったものであります。實際には七百八十六億圓の歳入不足であったのであります。

さて、本年度では、右に申し述べたとおり、約二千六百億圓の税収不足となっており、さらにこれに今回の補正予算に歳出の追加事項となつた約一千四百十二億圓を加えれば、四十年度における見込み違いは、実に四千億圓にのぼるのであります。このように大きな財源不足ないし見込み違いを生じたことは前代未聞であり、まさに醜態の限りであります。(拍手) しかも、これは政府の経済政策と経済見通しの誤りによるものであります。政府の責任は重大であり、内閣総辭職にあらずんば、解散によつて信を國民に問うに値するものであります。(拍手)

しかるに、政府は、その責任を感じるところか、逆にその責任におかふりをしたままで、財政破綻の既成事実の上に立つて、公債発行の措置をとろうとするのであります。全く言語道斷といわなければなりません。まず、この責任について政府はどのように考えておられるのか、總理大臣の見解を承りたい。

さらにもう一つ、本論に入るに先立って、佐藤

内閣の姿勢についてただしておきたいことがあります。

それは、佐藤内閣が公債発行の方針を決定するにあつて、どの程度の検討と反省を加へ、また、どの程度の確信に基づいてこれが行なわれたかといふこととあります。遺憾ながら、全くの無定見、無見識、かつ動搖の産物であるといわざるを得ません。なぜならば、第四十八国会においては、「昭和四十三年度までは絶対に公債を発行しない」という佐藤總理の答弁によつて統一されて發行することがあり得る」と述べ、再転して、「四十一年度には發行する」といふことになつたかと思ひ、さらに三転して、ついには、「四十年度内に赤字公債を発行することも辞さない」といふところまで發展してきたのであります。(拍手)

しかも總理は、このことを去る八月四日の衆議院予算委員会において、わが同僚議員の辻原弘市君につかれると、何と答弁いたしておりましたか。

「當時田中大蔵大臣から耳打ちを受け、中期経済計画では四十三年まではやらないことになつていふと言われたので、そのまゝ答弁した、正直に言つて、逃げた答弁であつた」と答へていたのであります。この間わずか四カ月。四カ月の間に四回も方針が変わつてゐるではありませんか。これはいかに政府の経済見通しがいかげんなものであるか、いかに現内閣に信念と見識が欠けられてゐるか、いかに今回の公債発行が追ひ詰られた公債発行であるかといふことの何よりの証拠であります。(拍手) この点について總理の抗弁があれば何つておきたいと存じます。

さて、かくして政府は四十年度の税収不足を赤字公債の発行によつて補つてゐるやうにしてゐるのではありませんか、ここにドッジライン以後十數年にわたつて堅持されてきた公債不発行主義の原則は名実ともに破棄せられ、悲しくも、われわれが満州事変から太平洋戦争にかけて経験したやうな公債の季節が再現したやうにしてゐるのであります。

昭和四十年十二月二十日 衆議院會議録第一号

昭和四十年年度における財政処理の特別措置に関する法律案の趣旨説明に対する平岡忠次郎君の質疑

二〇

す。

申し上げるまでもなく、現行財政法は、新憲法とともに生まれた戦後の新しい法律であり、その第四条及び第五条においては、赤字公債、すなわち、一般財源の不足を補うための公債を絶対的に認めず、また、公債の日銀引き受けによる発行を原則的に禁止しているものであります。しかして、その立案の趣旨とするところは、第一に、戦争の危険を防止すること、第二に、公債を通じての支配階級率仕の財政を排除して、財政の民主化を確保すること、第三に、通貨の膨脹とインフレーションを防止することを三大眼目としたておるのであります。すなわち、これを要から言えば、公債の発行は、戦争とインフレーションの危険を内蔵するものであるということであり、

試みに、わが国の旧軍費費の中に占める公債の比率を回顧してみれば、満州事変の九四・九%を筆頭とし、日華事変を含む第二次大戦の八六・二%がこれに次ぎ、日露戦争が八二・五%、第一次大戦が六一・七%、最低の日清戦争においても五二%となっておるのであります。現在在昔のよう軍部は存在しないし、憲法及び財政法等も当時のものと相違しているから、公債発行をすぐに戦争やインフレーションと結びつけるのは、実情を無視した考え方であるという議論があります。しかし、それにかわって、いまの日本は、日米安保体制のもとで、アメリカの強い影響と制約を受けております。その中で防衛費の増加を絶えず要請されているではありませんか。

かつて満州内閣時代に始まった不況が、昭和の初期四、五年続き、その後には景気刺激政策と軍事力増強が公債発行を伴って行なわれ、あぐくの果てが満州侵略となったという前例があります。ここに歴史の教訓があります。

いま、日米安保体制のもとにおける軍事力は、つとに成熟しつつあります。しかして、ひな鳥の卵殻を破って突如としてあらわれてくるがごとく、まぼろしの日本軍事体制は突如として顕在化

し、軍事公債の上に乗って公然と横行する日が近づきつつあることを私は危惧するものであります。(拍手)現に、政府は、ベトナム、朝鮮等を包含したアメリカの戦略体制に全面的に協力しつつ、昭和四十二年年度から第三次防衛力整備計画を開始しようとしており、その最終年度の四十六年度には、防衛予算が八千億円をこえることが予想されるのであります。そのことを考え合わせれば、右防衛計画の発展と相まって、一度せきを切った公債の発行が、次第に事実上の軍事公債の性格を持つものとなっていくことは、避けられない宿命ではないでしょうか。

私は、四十年年度における赤字公債の発行予定額である二千六百という数字にあえてこだわるわけではありませんが、紀元は二千六百年とうたわれた昭和十五年は、時あたかも日独伊三国軍事同盟が締結された年であり、そしてその翌年には、悪夢のような太平洋戦争へと突入したのであります。

戦後二十年、いま佐藤内閣の手によって再び公債政策の道が開かれようとしているとき、耳ざとくも、はるかに銃剣と軍靴の音を聞くの思いは、あにひとり私のみでありましょうか。(拍手)はたしてこの公債政策が、軍事公債政策に発展することがないのであるのかどうか、もしないとするれば、いつの時限でこの発行を停止し、終結せしめるつもりであるのか、国民の前にそのプログラムについて明確にせらるべき義務が政府にあると存じます。

(拍手)逃げの答弁ではなく、総理より、戦争と平和の歴史の岐路に責任を持つ宰相としての真摯な御所見をお伺いしたいと存じます。(拍手)

また、政府は、四十年年度における財源不足対策としての公債発行と、長期経済安定成長計画の一環としての公債発行とを区別しておられますが、その名目が赤字公債であろうと、建設公債であろうと、通常歳入の足らず前勘定が公債となるのである例を見ても、建設公債という名のもとに、事実

上の赤字公債を出している事例が多いのであります。赤字公債の名を避けて建設公債とすることは、財政編成にあたって政府の裁量でいかようにもなるのでありますから、政府が四十一年度以降は財政法第四条に立ち返って、赤字公債はこれを発行せず、建設公債のみを発行すると言ってみても、圧力団体の突き上げを食って、建設公債という名の赤字公債の乱発は、これを避け得ないのではないか、歯どめとされる市中消化は、から念仏に終わるのではないのか、疑念なきを得ないのであります。(拍手)

インフレによる生活の脅威におののいている国民大衆の前に、しからざるゆえんをしかと解明する必要があるにあらざるや。公債発行が雪だるまにはならないという保障を政府は国民に明らかにする必要があるにあらざるや。佐藤総理並びに福田大蔵大臣から、それぞれ御見解をお伺いしたいと存じます。(拍手)特に、大蔵大臣からは、明年度の公債の発行規模を、かりに巷間伝えられる七千億円と想定した場合において、市中公募は可能であるのかどうかについて、具体的に御答弁をお願いいたします。(拍手)

国債のみならずともかく、政府保証債、公募地方債の増発も必至であります。四十年年度の政保、地方債の合計は約三千六百億円、明四十一年度を控えて一兆一千億円のものも市中に放出されることになるのであります。

これに対し、市中の引き受け余力はどうでしょう。四十年年度の公社債全体の発行状況は、前述の公債、すなわち、政保債、地方債の三千六百億円に加えて、電力等の事業債三千九百億円の合計で七千五百億円であり、これは異例の金融緩和と金利の低下によって、幸いにも可能とせられていたものであります。現在の情勢が明年度も続くとしても、一兆一千億円の公債発行は、大きく市場の圧迫となります。しかも事業債がこれに上乗せするわけで、それが四十年年度並みとしても、

三千九百億円であり、したがって、四十一年度の公社債は約一兆五千億円、すなわち、四十年年度のちょうど二倍の巨額となるのであります。さて、さしあたり四十一年度は、日銀のバックアップのもとに、よし市中消化が可能としても、大蔵大臣、四十二年以降はどうでしょうか。かりに明年度の公債発行額を七千億円とし、年平均千五百億円ずつ純増するとすれば、四十五年度までの五十年間の発行額は五兆に達するのであります。一方、政保債、地方債の明年度発行額を四千億円とし、年平均の純増を五百億円という控え目な想定にしても、五十年間の発行額は二兆五千億円となり、公債全体では、実に七兆五千億円にのぼる勘定となるのであります。(拍手)佐藤総理並びに福田大蔵大臣のかねて念願とする大幅減税を実現しようとするれば、この規模はさらに膨張するといふ矛盾に達せざるを得ないのであります。

か。このような展望に立つても、なおかつ、政府は公債の市中消化に自信があると言われるのでしようか。

結論的に、国民のおそれる日銀引き受けの雪だるま式赤字公債となり終わり、インフレの激化必至と断ぜざるを得ません。(拍手)

以上の諸懸念点について政府の明快な御答弁を、この議場を通じて、国民の前に明らかにせられるべきことを要請いたします。(拍手)

最後に、私はこの機会に、現在わが国の経済は戦後最劣悪の状態にあり、一時帰休、首切り、大幅短縮、公定歩合引き下げ、日銀緊急融資など、ありとあらゆる手が打たれたにもかかわらず、景気は依然として停滞し、経済危機は政府の赤字公債導入政策をもつてしても救い得ざるでいる、根の深いものであることを指摘しておきたいと存じます。

病根は、昭和三十五年以来の池田内閣による高度成長政策によってつちかわれました。以来、民間の設備投資は、所得倍増計画に対してすら八兆二千億円も上回り、そうした過剰投資の結果の過

昭和四十年十二月二十日 衆議院會議録第一号

昭和四十年度における財政処理の特別措置に関する法律案の趣旨説明に対する平岡忠次郎君の質疑

二二

剰生産が、現在の経済危機の根本的原因でありま
す。(拍手)すなわち、高度成長政策開始以前にお
いて、日本の中核的企業の損益分岐点の合計は約
五兆円であったものが、いま十兆円台に底上げ
されておられ、企業は売れると売れないにかかわ
らず、操業短縮の下限におすから十兆円という限
界があるので、この限界までは、何が何でも実需
無視の過剰生産を余儀なくされているのでありま
す。したがって、日銀券の限度額が現在二兆一
千五百億円であるにもかかわらず、いま、下請泣
かせの長期手形を主軸とする企業間信用は、これ
に約十五倍する三十兆円の巨額となつて、需要供
給のバランスをからくもつなぎとめておるのであ
ります。しかし、海綿の水の吸収度にも限度があ
ります。すなわち、二百十日手形、お産手形、ある
いは割賦販売等の信用膨張の手段も、内需に關して
はすでに行き詰まりに達しているのではありません。
必然的に外に向かつて膨張するよりはかありま
せん。韓国への八億ドル、すなわち、二千八百
余億円のタコ足の特需に財界が立ち、これが
政府をして暴虎馮河、日韓条約を強行せしめた要
因の一つでもあり、また、政府が北爆にあえて賛
成をして、ベトナム特需をそら頼みにしている財
界にこたえている姿勢でもあります。(拍手)

出血輸出、金繰り輸出であります。政府はこれを
直視する必要があります。かりにもから宣伝はこ
れを慎むべきであります。
しかも、この金繰り出金輸出ですら、海外経済
環境にささえられるという機率に多分に依存して
おつたものであることに留意する必要があるであ
ります。すなわち、日本の輸出の三割が向けられて
いるアメリカは、この十二月までは、五十八カ月に
及ぶ長期間の好景気を続けてきたものの、連邦準
備銀行の公定歩合引き上げをきっかけに、よりや
く景気過熱収束の段階に入つたこと、さらに、日
本の輸出の五〇％を吸収した低開発国の輸入のこ
の一兩年の増勢も、これまでのテンポで上昇を続
け得る見込みはなく、急速に弱まること、政府
の経済白書によつても、確実視されているのであ
ります。(拍手)

なお、佐藤内閣の野心作ともいふべきアジア開
発銀行も、低開発国のどんでん返しにあり、事志
と違ひ、本拠をマニラにとられ、出ばなをくじか
れたことは、アメリカのしり馬に乗る膨張政策を
反省する上においてよきな教訓であつたと思わ
れるが、いかがでしょうか。(拍手)針をよけて、え
さだけを食ふとする低開発諸国のみごとな抵抗
ぶりであります。いずれにせよ、政府のそら頼み
の輸出好調は、四十一年度以降は、海外経済環境
の鎮静化によつて逆転し、国際収支は再び逆調に
転ずるものと客観的に判断されるので、金料玉条
の政府の輸出好調の喧伝は、この際国民の側から
これを返上申し上げるよりほかございません。
(拍手)

以上を要するに、ここに開始されんとする公債
発行は、四十一年度以降のものも含めて、追ひ詰
められた赤字公債の一語に尽きるのであります。
先行き明るい国際収支に基づく景気回復によつて
埋め合わせがついたり、また償還が順調にきくが
ごとき簡単な性格のものでありません。
すなわち、ケインズの所論である、「単年度制
の国家予算と、その年度をはみ出る現実の景気の
波長とを調整するために、財政操作として公債政
策をとるべし」とする、いわゆるフィスカル・ポ
リシーではあり得ません。あえて酷評すれば、軍
事公債への移行が明瞭に展望される最悪の悪
い公債発行であります。つじつま合わせの冒険
で、発行に発行を重ね、その終着駅が何であるか
は歴史の経験に徴して知る人ぞ知るであります。
内に向かつては、インフレの激化となつて国民生
活を破壊し、外に向かつては、アメリカの走狗と
なつて、戦争政策に拍車をかける危険性を内蔵す
るものであることを、ここに強く政府に向か
つて指摘し、私の質問を終わるものであります。
(拍手)

「内閣総理大臣佐藤榮作君登壇」
○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 答えましたしま
す。第一に、内閣はこの事態を引き起こした責
任をとつて総辞職、それができなければ解散すべ
きではないか、所見はどういうふうに考えるか、
かようなお尋ねであります。私は、ただいまの不
況克服が私どもの内閣に課せられた一番重大な課
題だと、かように心得ております。この課題解決
のために全力を注ぎ決意でございます。また、先
ほど申し上げましたように、国民が迷惑するよ
うな解散などはいたさなつもりでございます。
これははつきり申し上げておきます。
第二の問題といたしましては、私の持つ財政の
基本方針についてのお尋ねがありました。これに
つきましては、いままでも機会あるごとに説明し
てまいりましたが、私はこの機会に、やや重複する
かわかりませんが、財政で最も必要なことは健全
性にあるんだということを説明しておきたいと思
います。
この健全性というものは、皆さま方がお考へに
なつて、いわゆる均衡こそ健全ではないか、かよ
うにお考へかと思ひますが、私のいう健全性は、
必ずしも均衡ということにとらわれるものではな
いと思います。私が申し上げるまでもなく、この財

昭和四十年十二月二十日 衆議院會議録第一号

ことは非常な矛盾ではないかというお話でございますが、これは矛盾ではなくて、減税、国民を富ます、国民が富を得る、こういうことと同時に、必要な経済の浮揚力あるいは公共先行投資をする、そのための公債発行ということでありまして、別に矛盾はないのであります。また、このことがより経済を成長せしめるのに役立つ、かように私は考えますので、この考え方を推進してまい

るつもりでございます。

その次に、この公債発行が赤字公債につながる、あるいはインフレにつながる、これは、そういう危険のあることは、論理的にわかるのであります。しかし、ただいまお話しになりました、公債が当然軍事公債に発展するということは、これは論理的につながらないものでございまして、賢明なる平岡君のお話としては、たいへん残念なことに思っています。これは歴史的な教訓がある、かつての公債発行は軍事公債につながった、これは政治的な要請でありまして、論理的なものではございません。私は政治的にこのことをはっきり断ち切って、歴史的な教訓、これをどうとものにしまして、ただいま申すような軍事公債などには、その危険は絶対に引き起こさないということとをこの機会に申すのであります。(拍手)また同時に、インフレへの危険ということでございますが、これは論理的にインフレへの危険がございすから、ここで大蔵大臣が先ほど説明いたしました公債発行の歯どめ、これが最も大事なのであります。この意味におきまして、インフレへの危険を私どもは防止し、健全な経済発展に資する公債、また、わが国が、国民が豊かになり、企業が内部蓄積を持つような、そういうような経済をいたすつもりでございます。(拍手)

○国務大臣(福田赳夫君) 公債が雪だるま式にふえていく、とどまるところがないんじゃないかというようなお話でございますが、先ほどから申し上げましておるとおり、歯どめにつまして

昭和四十年年度における財政処理の特別措置に関する法律案の趣旨説明に対する平岡忠次郎君の質疑 朗読を省略した議長

は十分これをお考えになるのであります。つまり、第一は、財政の規模をそのときどきの経済情勢に見合せて適正にきめるといふ問題であり、さらにこれを建設目的に限定する、また、日銀引き受けの方式はとらない、かようなことで、公債発行額につきましては、これをインフレにつながらないように、しかも公債を発行する目的に沿うような額にこれを厳に規定していくという考えでございます。

ただいまのお話によりますると、平岡さんも、昭和四十一年度につきましては不安は持たないようなお話である。四十二年以降はどうだ、こういうお話でございますが、四十二年以降に降におきましては、経済の状況と相照応させまして財政の規模を決定する関係上、今日の見通しといたしましては、逐次公債発行額がふえていく傾向を持つと思っております。しかし、ただいま申し上げましたとおり、その額の決定につきましては、建設費の状況、また、日銀引き受けによらない方法、つまり、金融機関の動向あるいは貯蓄の傾向等十分考慮いたしまして、これを適正に決定し、不安のないようにいたしたい、さように考えております。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(山口喜久一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後十一時十七分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君
外務大臣 椎名悦三郎君
大蔵大臣 福田 赳夫君
農林大臣 坂田 英一君
労働大臣 小平 久雄君
自治大臣 永山 忠則君

出席政府委員

内閣官房長官 橋本登美三郎君
内閣法制局長官 高辻 正巳君
自治省財政局長 柴田 護君

○朗読を省略した議長の報告

(報告書受領)

一、去る十六日、内閣から次の報告書を受領した。
昭和四十年年度第一・四半期における予算使用の状況
一、今日、内閣から原子燃料公社法第二十六条第三項の規定による原子燃料公社の昭和三十九事業年度の予算実施結果説明書及び財務諸表を受領した。

(議長副議長選挙通知)

一、今日、本院は次の通り議長及び副議長を選挙した旨参議院及び内閣に通知した。

議長 山口喜久一郎君
副議長 岡田 直君

(政府委員承認)

一、今日、山口議長は、佐藤内閣総理大臣申出の、次の者を第五十一回国会政府委員に任命することを承認した。

内閣官房長官 橋本登美三郎
内閣官房副長官 竹下 登
同 石岡 實
内閣参事官兼内閣総理大臣官房会計課長 高橋 弘篤
内閣官房内閣審議室長兼内閣総理大臣官房審議室長 高柳 忠夫
内閣法制局長官 高辻 正巳
内閣法制局第一部長 岡 道雄
内閣法制局第二部長 真田 秀夫
内閣法制局第三部長 荒井 勇
内閣法制局第四部長 田中 康民

二二

国防会議事務局局長 北村 隆
人事院総裁 佐藤 達夫
人事官 佐藤 正典
同 島田 巖
人事院事務局総局管理局長 小林 巖
人事院事務局給与局長 瀧本 忠男
人事院事務局職員局長 大塚 基弘
総理府総務副長官 細田 吉藏
同 古屋 亨
内閣総理大臣官房陸上交通安全調査室長 宮崎 清文
内閣総理大臣官房臨時在外財産問題調査室長 栗山 廉平
内閣総理大臣官房臨時農地被買収者給付金業務室長 八塚 陽介
総理府賞勲局長 岩倉 規夫
総理府人事局長 増子 正宏
総理府恩給局長 矢倉 一郎
総理府統計局長 野田 章
総理府特別地域連絡局長 山野 幸吉
社会保険制度審議会事務局局長 河角 泰助
中央青少年問題協議会事務局局長 赤石 清悦
近畿圏整備本部次長 上田 稔
公正取引委員会委員長 北島 武雄
公正取引委員会事務局局長 竹中喜清太
警察庁長官 新井 裕
警察庁長官官房長 浜中 英二
警察庁長官官房会計課長 渋谷 亮
警察庁警務局長 大津 英男
警察庁刑事局長 日原 正雄
警察庁保安局長 今竹 義一
警察庁交通局長 高橋 幹夫
警察庁警備局長 桑野 章
土地調整委員会委員長 黒河内 透
土地調整委員会事務局局長 大山 隆
首都圏整備委員会事務局局長 鮎川 幸雄
宮内庁次長 瓜生 順良
皇室経済主管 並木 四郎

—
—
—
—
—

行政管理政務次官	中山榮一
行政管理局長	北山恭治
官房會計課長	井原敏之
行政管理庁行政管理局長	後藤正夫
行政管理庁統計基準局長	稻木進
行政管理庁行政監察局長	久保田円次
北海道開港政務次官	小熊清
北海道開港庁總務監理官	窪田謙
北海道的廳政務次官	井村重雄
防衛政務次官	海原治
防衛庁長官官房長	島田豊
防衛庁防衛局長	穴戸基男
防衛庁教育局長	堀田政孝
防衛庁人事局長	高部益男
防衛庁衛生局長	大村筆雄
防衛庁經理局長	國井眞
防衛庁裝備局長	鈴木昇
防衛庁參事官	小幡久男
防衛施設庁長官	沼尻元一
防衛施設庁總務部長	大浜用正
防衛施設庁總務部會計課長	財滿功
防衛施設庁建設部長	柳野三郎
防衛施設庁建設部長	江藤淳雄
防衛施設庁勞務部長	鴨田宗一
經濟企画政務次官	澄田智
經濟企画庁長官官房長	平山正隆
經濟企画庁會計課長	宮沢鐵藏
經濟企画庁調整局長	中西一郎
經濟企画庁國民生活局長	向坂正男
經濟企画庁綜合計畫局長	鹿野義夫
經濟企画庁綜合開發局長	鈴木喜治
經濟企画庁水資源局長	眞島毅夫
科學技術政務次官	田川誠一
科學技術政務次官	小林貞雄
科學技術庁長官官房長	藤井幸四郎
科學技術庁會計課長	
科學技術計劃局長	梅澤邦臣
科學技術研究調整局長	高橋正春
科學技術振興局長	谷敷寛
科學技術原子力局長	村田浩
科學技術資源局長	橋本恭一
法務政務次官	山本利壽
法務大臣官房經理部長	勝尾錄三
法務大臣官房司	鹽野宜慶
法法制調查部長	新谷正夫
法務省民事局長	津田實
法務省刑事局長	布施健
法務省矯正局長	本位田昇
法務省保護局長	青木義人
法務省訟務局長	鈴木信次郎
法務省人權擁護局長	八木正男
法務省入國管理局局長	松岡清
公安審査委員會委員長	吉河光貞
公安審査委員會事務局局長	宮下明義
公安調査庁長官	正示啓次郎
公安調査庁次長	高野藤吉
外務政務次官	鹿取泰衛
外務大臣官房長	後宮虎郎
外務大臣官房會計課長	安川壯
外務省アジヤ局長	廣田豊
外務省北美局長	北原秀雄
外務省中・移住局長	力石健次郎
外務省歐亞局長	中山賀博
外務省近東・フリカ局長	西山昭
外務省經濟局長	藤崎萬里
外務省經濟協力局長	星文七
外務省條約局長	曾野明
外務省國際連合局長	藤井勝志
外務省情報文化局長	竹中恒夫
大藏政務次官	村上孝太郎
同	瀬戸山孝一
大藏大臣官房會計課長	吉國二郎
大藏大臣官房財務調查官	
日本專売公社監理官	半田剛
大藏省主計局長	谷村裕
大藏省主計局次長	鳩山威一郎
同	岩尾一
同	武藤謙二郎
大藏省主稅局長	塩崎潤
大藏省關稅局長	佐々木庸一
大藏省理財局長	中尾博之
大藏省証券局長	松井直行
大藏省國有財產局長	松永勇
大藏省銀行局長	佐竹浩
大藏省國際金融局長	鈴木秀雄
國稅庁長官	泉美之松
文部政務次官	中野文門
文部大臣官房長	安嶋彌
文部大臣官房會計課長	岩間英太郎
文部省初等中等教育局長	齋藤正
文部省大學學術局長	杉江清
文部省社會教育局長	宮地茂
文部省體育局長	西田剛
文部省調查局長	蒲生芳郎
文部省管理局長	天城勲
文化財保護委員會事務局局長	村山松雄
厚生政務次官	佐々木義武
厚生大臣官房長	梅本純正
厚生大臣官房會計課長	戸澤政方
厚生省公衆衛生局長	中原龍之助
厚生省環境衛生局長	館林宣夫
厚生省醫務局長	若松栄一
厚生省醫務局次長	瀧美節夫
厚生省藥務局長	坂元貞一郎
厚生省國立公園局長	大崎康
厚生省社會局長	今村護
厚生省兒童家庭局長	竹下精紀
厚生省保險局長	熊崎正夫
厚生省年金局長	伊部英男
厚生省援護局長	實本博次
社會保險庁長官	山本正淑
社會保險庁醫療保險部長	加藤威二
社會保險庁年金保險部長	網野智
農林政務次官	飯谷忠男
同	後藤義隆
農林大臣官房長	大口駿一
農林大臣官房計算課長	大河原太一郎
農林大臣官房經理課長	三浦善郎
農林省農林經濟局長	森本修
農林省農政局長	和田正明
農林省農地局長	大和田啓氣
農林省畜產局長	増垣徳太郎
農林省蚕糸局長	丸山文雄
農林省園芸局長	小林誠一
農林水産技術會議事務局局長	久宗高
食糧庁長官	武田誠三
林野庁長官	田中重五
水産庁長官	丹羽雅次郎
水産庁次長	石田朗
通商産業政務次官	進藤一馬
同	堀本宜実
通商産業大臣官房長	川原英之
通商産業大臣官房會計課長	佐々木学
通商産業省通商局長	渡邊彌榮司
通商産業省貿易振興局長	高島節男
通商産業省企業局長	島田喜仁
通商産業省重工業局長	川出千速
通商産業省輕工業局長	伊藤三郎
通商産業省纖維局長	乙竹虔三
通商産業省鋁山局長	大慈彌嘉久
通商産業省石灰局長	井上亮
通商産業省鉛山保安局長	森五郎
通商産業省公益事業局長	熊谷典文
工業技術院長	馬場有政
特許庁長官	倉八正
中小企業庁長官	山本重信
中小企業庁次長	影山衛司
運輸政務次官	福井勇
運輸大臣官房長	深草克巳

昭和四十年十二月二十日 衆議院會議第一号 朗読を省略した議長の報告 召集に応じた議員の氏名

運輸大臣官房會計課長	須賀貞之助
運輸省海運局長	龜山 信郎
運輸省船舶局長	芥川 輝孝
運輸省船舶局長	岡田 良一
運輸省港務局長	佐藤 肇
運輸省鉄道監督局長	堀 武夫
運輸省鉄道監督局長	原山 亮三
運輸省自動車局長	坪井 為次
運輸省航空局長	佐藤 光夫
運輸省觀光局長	増川 遼三
海上保安庁次長	榑内 一彦
海上保安庁次長	岡田京四郎
高等海難審判庁長官	藤枝 盈
氣象庁長官	柴田 淑次
郵政事務次官	龜岡 高夫
郵政大臣官房長	鶴岡 寛
電氣通信監理官	品山 一郎
同	野口 謙也
郵政省監察局長	山本 博
郵政省郵務局長	長田 裕二
郵政省貯金局長	稻増 久義
郵政省簡易保険局長	武田 功
郵政省電波監理局長	上田 弘之
郵政省人事局長	曾山 克巳
郵政省経理局長	淺野 賢澄
労働事務次官	天野 光晴
労働大臣官房長	和田 勝美
労働大臣官房會計課長	上原誠之輔
労働省労働局長	三治 重信
労働省労働基準局長	村上 茂利
労働省婦人少年局長	高橋 展子
労働省職業安定局長	有馬 元治
労働省職業訓練局長	松永 正男
建設事務次官	谷垣 專一
建設大臣官房長	鶴海良一郎
建設大臣官房會計課長	多治見高雄
建設省計画局長	志村 清一

建設省都市局長	竹内 藤男
建設省河川局長	古賀雷四郎
建設省道路局長	尾之内 由紀夫
建設省住宅局長	尚 明
建設省営繕局長	小場 晴夫
自治政務次官	大西 正男
自治大臣官房長	松島 五郎
自治大臣官房會計課長	菅田 一良
自治省行政局長	佐久間 彊
自治省選挙局長	長野 士郎
自治省財政局長	柴田 護
自治省税務局長	細郷 道一
消防庁長官	松村 清之
消防庁次長	川合 武

(政府委員任命)

一、今二十日、佐藤内閣総理大臣から山口議長宛、二十日議長において承認した橋本登美三郎外二百四十名(鹽野宜慶、吉國二郎、渥美節夫および原山亮三を除く)を本日第五十一回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(議案提出)

一、今二十日、内閣から提出した議案は次の通りである。

一般職の職員との給与に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員との給与に関する法律の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和四十年分度地方交付税の特例等に関する法律案

昭和四十年分度における財政処理の特例措置に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるため的一般会計からの繰入金に関する法律案

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案 中小企業信用保険臨時措置法案 薪給価格安定法の一部を改正する法律案 日本蚕糸事業団法案 石油ガス税法 石油ガス譲与税法 昭和四十年年度一般会計補正予算(第3号) 昭和四十年年度特別会計補正予算(特第2号) 昭和四十年年度政府関係機関補正予算(機第2号)										召集に応じた議員の氏名									
北海道										北海									
第一区選出										地崎宇三郎君 泊谷 裕夫君									
第二区選出										佐々木秀世君 芳賀 貢君									
第三区選出										山内 広君 佐藤 孝行君									
第四区選出										篠田 弘作君 岡田 春夫君									
第五区選出										本名 武君 永井勝次郎君									
青森県										第一区選出									
第二区選出										森田重次郎君 米内山義一郎君									
第三区選出										竹内 黎一君 田澤 吉郎君									
岩手県										第一区選出									
第二区選出										岩動 道行君 野原 正勝君									
第三区選出										鈴木 善幸君									

第二区選出										小澤佐重喜君 千葉 七郎君									
宮城県										第一区選出									
第二区選出										西宮 弘君 保科善四郎君 竹谷源太郎君									
秋田県										第一区選出									
第二区選出										長谷川 峻君 内海 安吉君									
山形県										第一区選出									
第二区選出										沢田 政治君 佐々木義武君 根本龍太郎君 栗林 三郎君									
福島県										第一区選出									
第二区選出										池田正之輔君									
茨城県										第一区選出									
第二区選出										栗山 秀君 天野 光晴君 八田 貞義君 伊東 正義君 渡 徹郎君									
第三区選出										齋藤 邦吉君									
栃木県										第一区選出									
第二区選出										橋本登美三郎君 加藤 高藏君									
第三区選出										久保 三郎君 中山 策一君									

椎名悦三郎君										愛知 揆一君 佐々木更三君									
大石 武一君										日野 吉夫君									
鈴木 一君										笹山茂太郎君 川俣 清吾君									
木村 武雄君										安宅 常彦君									
亀岡 高夫君										吉村 吉雄君									
渡谷 直藏君										野口 忠夫君									
松井 政吉君										久保 三郎君 中山 策一君									

昭和四十年十二月二十日 衆議院會議録第一号 召集に應じた議員の氏名

第二区選出		塚原 俊郎君	石野 久男君
第三区選出		大高 康君	
赤城 宗徳君		丹羽喬四郎君	
登坂重次郎君		佐藤洋之助君	
栃木県			
第一区選出		高瀬 傳君	船田 中君
戸叶 里子君		森山 欽司君	
渡辺美智雄君			
第二区選出		小平 久雄君	森下 國雄君
山田 長司君		藤尾 正行君	
武藤 山治君			
群馬県			
第一区選出		藤枝 泉介君	久保田円次君
舊々久保重光君			
第二区選出		長谷川四郎君	坂村 吉正君
東海林 稔君			
第三区選出		福田 起夫君	中曾根康弘君
小淵 恵三君		栗原 俊夫君	
埼玉県			
第一区選出		福永 健司君	畑 和君
只松 祐治君		大泉 寛三君	
第二区選出		小宮山重四郎君	平岡忠次郎君
松山千恵子君			
第三区選出		荒松清十郎君	嶋田 宗一君
高田 富之君			
第四区選出		山本 勝市君	板川 正吾君
青木 正君			
千葉県			
第一区選出		川島正次郎君	吉川 兼光君
白井 莊一君		始関 伊平君	
第二区選出		核井 茂尚君	伊能繁次郎君
山村新治郎君		小川 三男君	
第三区選出		水田三喜男君	森 清君
千葉 三郎君		實川 清之君	
中村庸一郎君			
東京都			
第一区選出		田中 榮一君	麻生 良方君
原 彪君		四宮 久吉君	
第二区選出		大柴 滋夫君	菊池 義郎君
宇都宮徳馬君			
第三区選出		賀屋 興宜君	鈴木茂三郎君
本島百合子君			
第四区選出		帆足 計君	岡崎 英城君
重盛 寿治君			
第五区選出		中村 梅吉君	神近 市子君
河野 密君		濱野 清吾君	
第六区選出		山口シヅエ君	島上善五郎君
天野 公義君		島村 一郎君	
第七区選出		鯨岡 兵輔君	長谷川正三君
福田 篤泰君		中村 高一君	小山 省二君
神奈川県			
第一区選出		藤山愛一郎君	門司 亮君
山花 秀雄君			
長野県			
第一区選出		野間千代三君	大出 俊君
中嶋 英夫君		田川 誠一君	
秋山 徳雄君		小泉 純也君	
第三区選出		平林 剛君	安藤 覺君
木村 剛輔君		小金 義照君	
新潟県			
第一区選出		小沢 辰男君	高橋清一郎君
松井 誠君		石田 宥全君	
第二区選出		田中 角榮君	村山 達雄君
稻村 隆一君		小林 進君	
第四区選出		大竹 太郎君	塚田 徹君
富山県			
第一区選出		鍛冶 良作君	佐伯 宗義君
内藤 隆君			
第二区選出		正力松太郎君	佐野 憲治君
石川県			
第一区選出		坂田 英一君	岡 良一君
井村 重雄君			
第二区選出		益谷 秀次君	南 好雄君
福井県選出		福井 一君	坪川 信三君
植木庚子郎君		望森 芳夫君	
山梨県選出		金丸 徳重君	内田 常雄君
堀内 一雄君		田邊 國男君	金丸 信君
長野県			
第一区選出		春日 一幸君	赤松 勇君
辻 寛一君			
第二区選出		早稲田柳右衛門君	加藤 清二君
長野県			
第一区選出		小坂善太郎君	中澤 茂一君
倉石 忠雄君			
第二区選出		羽田武嗣郎君	井出一太郎君
松平 忠久君			
第三区選出		小川 平二君	林 百郎君
吉川 久衛君			
第四区選出		下平 正一君	増田甲子七君
唐澤 俊樹君			
岐阜県			
第一区選出		野田 卯一君	田口 誠治君
山本 幸一君			
第二区選出		高橋 重信君	大野 明君
渡辺 栄一君			
第三区選出		細織 彌三君	金子 一平君
静岡県			
第一区選出		西村 直己君	大石 八治君
高見 三郎君			
第二区選出		勝澤 芳雄君	神田 博君
木部 佳昭君			
第三区選出		遠藤 三郎君	勝岡田清一君
竹山祐太郎君			
中村 幸八君			
愛知県			
第一区選出		春日 一幸君	赤松 勇君
辻 寛一君			
第二区選出		早稲田柳右衛門君	加藤 清二君

昭和四十年十二月二十日 衆議院會議録第一号 召集に応じた議員の氏名

第三区選出		久野 忠治君	丹羽 兵助君
第四区選出		江崎 真澄君	佐藤觀次郎君
第五区選出		海部 俊樹君	浦野 幸男君
第六区選出		中垣 國男君	伊藤よし子君
第七区選出		中野 四郎君	福井 勇君
第八区選出		穂積 七郎君	木村 俊夫君
第九区選出		上村千一郎君	山手 満男君
第一区選出		中井徳次郎君	野呂 恭一君
第二区選出		川崎 秀二君	矢尾喜三郎君
第三区選出		田村 元君	西村 関一君
第四区選出		角屋堅次郎君	田中伊三次君
第五区選出		宇野 宗佑君	小川 半次君
第六区選出		草野一郎平君	岡本 隆一君
第七区選出		京都府	谷垣 專一君
第八区選出		第一区選出	野原 覺君
第九区選出		谷口善太郎君	川上 貫一君
第一区選出		永末 英一君	押谷 富三君
第二区選出		加賀田 進君	原田 憲君
第三区選出		玉置 一徳君	
第四区選出		柳田 秀一君	
第五区選出		大阪府	
第六区選出		第一区選出	
第七区選出		志賀 義雄君	
第八区選出		菅野和太郎君	
第九区選出		西尾 末廣君	
第一区選出		井岡 大治君	
第二区選出		阪上安太郎君	
第三区選出		松原喜之次君	
第四区選出			
第五区選出		久保田鶴松君	栗山 礼行君
第六区選出		古川 丈吉君	大倉 三郎君
第七区選出		松田竹千代君	西村 榮一君
第八区選出		肥田 次郎君	五島 虎雄君
第九区選出		兵庫県	堀 昌雄君
第一区選出		砂田 重民君	永田 亮一君
第二区選出		原 健三郎君	吉田 賢一君
第三区選出		山下 榮二君	清瀬 一郎君
第四区選出		山口丈太郎君	有田 喜一君
第五区選出		渡海元三郎君	奥野 誠亮君
第六区選出		田中 武夫君	前田 正男君
第七区選出		三木 喜夫君	奈良県選出
第八区選出		堀川 恭平君	服部 安司君
第九区選出		佐々木良作君	八木 一男君
第一区選出		小島 徹三君	森 義視君
第二区選出		和歌山県	
第三区選出		田中織之進君	
第四区選出		山口喜久一郎君	
第五区選出		早川 崇君	
第六区選出		正示啓次郎君	
第七区選出		鳥取県選出	
第八区選出		徳安 實蔵君	
第九区選出		赤澤 正道君	
第一区選出		島根県選出	
第二区選出		大橋 武夫君	
第三区選出		竹下 登君	
第四区選出			
第五区選出		下部 政巳君	櫻内 義雄君
第六区選出		細田 吉蔵君	黒田 壽男君
第七区選出		亀山 孝一君	逢澤 寛君
第八区選出		小枝 一雄君	橋本龍太郎君
第九区選出		和田 博雄君	藤井 勝志君
第一区選出		江田 三郎君	
第二区選出		山崎 始男君	
第三区選出		星島 二郎君	
第四区選出		広島県	
第五区選出		第一区選出	
第六区選出		瀬尾 弘吉君	
第七区選出		谷川 和穂君	
第八区選出		中川 俊思君	
第九区選出		永山 忠則君	
第一区選出		重政 誠之君	
第二区選出		山口県	
第三区選出		第一区選出	
第四区選出		細迫 兼光君	
第五区選出		周東 英雄君	
第六区選出		佐藤 榮作君	
第七区選出		大村 邦夫君	
第八区選出		岸 信介君	
第九区選出		徳島県選出	
第一区選出		三木 武夫君	
第二区選出		秋田 大助君	
第三区選出		香川県	
第四区選出		第一区選出	
第五区選出		成田 知巳君	
第六区選出		藤本 孝雄君	
第七区選出		加藤常太郎君	
第八区選出		福田 繁芳君	
第九区選出			
第一区選出		山口 龍夫君	
第二区選出		今澄 勇君	
第三区選出		受田 新吉君	
第四区選出		山田 曜日君	
第五区選出		森下 元晴君	
第六区選出		小笠 公昭君	
第七区選出		木村武千代君	
第八区選出		大平 正芳君	
第九区選出			
第一区選出		愛媛県	
第二区選出		第一区選出	
第三区選出		関谷 勝利君	
第四区選出		湯山 勇君	
第五区選出		藤田 高敏君	
第六区選出		井原 岸高君	
第七区選出		毛利 松平君	
第八区選出		井谷 正吉君	
第九区選出		高知県選出	
第一区選出		飯谷 忠男君	
第二区選出		田村 良平君	
第三区選出		福岡県	
第四区選出		第一区選出	
第五区選出		榑崎弥之助君	
第六区選出		河野 正君	
第七区選出		中村 寅太君	
第八区選出		三原 朝雄君	
第九区選出		松本 七郎君	
第一区選出		野見山清造君	
第二区選出		荒木萬壽夫君	
第三区選出		石井光次郎君	
第四区選出		稲富 稜人君	
第五区選出		藏内 修治君	
第六区選出		田中 六助君	
第七区選出		井手 以誠君	
第八区選出		三池 信君	
第九区選出		館林三喜男君	
第一区選出		長崎県	
第二区選出		第一区選出	
第三区選出		倉成 正君	
第四区選出		馬場 元治君	
第五区選出		中村 重光君	
第六区選出			
第七区選出		中村 時雄君	
第八区選出		八木 徹雄君	
第九区選出		今松 治郎君	
第一区選出		森本 靖君	
第二区選出		大西 正男君	
第三区選出		進藤 一馬君	
第四区選出		中島 茂喜君	
第五区選出		伊藤卯四郎君	
第六区選出		多賀谷眞稔君	
第七区選出		山崎 巖君	
第八区選出		細谷 治嘉君	
第九区選出		滝井 義高君	
第一区選出		田原 春次君	
第二区選出		大坪 保雄君	
第三区選出		八木 昇君	
第四区選出		田口長治郎君	
第五区選出		西岡 武夫君	

第二区選出	白濱 仁吉君	石橋 政嗣君	奄美群島区選出 指定された議席	伊東 隆治君	三〇	春日 一幸君	六二	山内 広君
	綱島 正興君							
熊本県 第一区選出	松野 頼三君	大久保武雄君		林 百郎君	三三	江田 三郎君	六三	肥田 次郎君
	野田 武夫君	坂本 泰良君		川上 貫一君	三四	栗林 三郎君	六四	西宮 弘君
	藤田 義光君			加藤 進君	三五	松浦 定義君	六五	田口 誠治君
第二区選出	國田 直君	坂田 道太君		谷口善太郎君	三六	東海林 稔君	六六	伊藤よし子君
	川村 継義君	福永 一臣君		玉置 一徳君	三七	門司 亮君	六七	大原 亨君
	吉田 重延君			麻生 良方君	三八	西村 榮一君	六八	佐野 憲治君
大分県 第一区選出	村上 勇君	二宮 武夫君		栗山 礼行君	三九	伊藤卯四郎君	六九	板川 正吾君
	廣瀬 正雄君			竹本 孫一君	四〇	西尾 末廣君	七〇	湯山 勇君
	綾部健太郎君	西村 英一君		志賀 義雄君	四一	岡本 隆一君	七一	阪上安太郎君
第二区選出	小松 幹君			鈴木 一君	四二	石田 有全君	七二	角屋堅次郎君
				永末 英一君	四三	井谷 正吉君	七三	實川 清之君
				本島百合子君	四四	神近 市子君	七四	重盛 寿治君
宮崎県 第一区選出	相川 勝六君	片島 港君		田中織之進君	四五	細迫 兼光君	七五	稻村 隆一君
	川野 芳満君			内海 清君	四六	辻原 弘市君	七六	石橋 政嗣君
	瀬戸山三男君	小山 長規君		中村 時雄君	四七	多賀谷眞稔君	七七	森本 靖君
鹿児島県 第一区選出	兒玉 末男君			小平 忠君	四八	高橋 重信君	七八	横山 利秋君
				稲富 稜人君	四九	小川 三男君	八〇	井岡 大治君
				吉田 賢一君	五〇	沢田 政治君	八一	五島 虎雄君
第二区選出	床次 徳二君	上林山榮吉君		畑 和君	五一	川崎 寛治君	八二	滝井 義高君
	川崎 寛治君	赤路 友蔵君		中村 重光君	五二	泊谷 裕大君	八三	加藤 清二君
	村山 喜一君	池田 清志君		今澄 勇君	五三	只松 祐治君	八四	中澤 茂一君
第三区選出	山中 貞則君	二階堂 進君		山下 榮二君	五四	野間千代三君	八五	加賀田 進君
	有馬 輝武君			佐々木良作君	五五	森 義嗣君	八六	小林 進君
				有馬 輝武君	五六	大村 邦夫君	八七	山口丈太郎君
第四区選出	中馬 辰猪君			堀 昌雄君	五七	千葉 七郎君	八八	川村 継義君
				安井 吉典君	五八	華山 親義君	八九	原 茂君
				竹谷源太郎君	五九	落合 寛茂君	九〇	平岡忠次郎君
第五区選出				吉川 兼光君	六〇	武藤 山治君	九一	八木 一男君
				受田 新吉君	六一	村山 喜一君	九二	石野 久男君
						三木 喜夫君	九三	片島 港君

昭和四十年十二月二十日 衆議院會議録第一号 召集に応じた議員の氏名 指定された議席

九四	井手 以誠君	二二六	秋山 徳雄君	一五七	高橋 禎一君	一八九	坂田 英一君
九五	山田 長司君	二二七	檜崎弥之助君	一五八	徳安 實藏君	一九〇	河野 密君
九六	中嶋 英夫君	二二八	大柴 滋夫君	一五九	神田 博君	一九一	中村 高一君
九七	穂積 七郎君	二二九	吉村 吉雄君	一六〇	柳田 秀一君	一九二	原 彪君
九八	坂本 泰良君	二三〇	松井 誠君	一六一	芳賀 貢君	一九三	黒田 壽男君
九九	山崎 始男君	二三一	二宮 武夫君	一六二	山中日露史君	一九四	鈴木茂三郎君
一〇〇	堂森 芳夫君	二三二	島口重次郎君	一六三	松井 政吉君	一九五	兵庫縣第一区選出議員
一〇一	田原 春次君	二三三	金丸 徳重君	一六四	岡 良一君	一九六	清瀬 一郎君
一〇二	松原喜之次君	二三四	八木 昇君	一六五	佐伯 宗義君	一九七	船田 中君
一〇三	横路 節雄君	二三五	兒玉 末男君	一六六	松田 鐵藏君	一九八	中川 一郎君
一〇四	帆足 計君	二三六	平林 剛君	一六七	南 好雄君	一九九	木村武千代君
一〇五	足鹿 覺君	二三七	勝澤 芳雄君	一六八	野原 覺君	二〇〇	稻村左近四郎君
一〇六	下平 正一君	二三八	茜ヶ久保重光君	一六九	中井徳次郎君	二〇一	田村 良平君
一〇七	井伊 誠一君	二三九	野口 忠夫君	一七〇	島上善五郎君	二〇二	大石 八治君
一〇八	松本 七郎君	二四〇	久保 三郎君	一七一	長谷川 保君	二〇三	登坂重次郎君
一〇九	勝岡田清一君	二四一	山中 吾郎君	一七二	日野 吉夫君	二〇四	小山 省二君
一一〇	矢尾喜三郎君	二四二	大久保武雄君	一七三	佐藤觀次郎君	二〇五	野見山清造君
一一一	永井勝次郎君	二四三	館林三喜男君	一七四	稻葉 修君	二〇六	森下 元晴君
一一二	山本 幸一君	二四四	西村 関一君	一七五	野原 正勝君	二〇七	鯨岡 兵輔君
一一三	岡田 春夫君	二四五	河野 正君	一七六	綾部健太郎君	二〇八	小宮山重四郎君
一一四	赤松 勇君	二四六	田中 武夫君	一七七	大石 武一君	二〇九	木部 佳昭君
一一五	山花 秀雄君	二四七	高田 富之君	一七八	成田 知巳君	二一〇	岩動 道行君
一一六	和田 博雄君	二四八	栗原 俊夫君	一七九	川俣 清音君	二一一	田中 六助君
一一七	佐々木更三君	二四九	高見 三郎君	一八〇	前田榮之助君	二一二	壽原 正一君
一一八	藤田 高敏君	一五〇	天野 公義君	一八一	久保田鶴松君	二一三	上村千一郎君
一一九	大出 俊君	一五一	山中 貞則君	一八二	山口シツエ君	二一四	金子 一平君
一二〇	山田 耻目君	一五二	安宅 常彦君	一八三	戸叶 里子君	二一五	小沢 辰男君
一二一	卜部 政巳君	一五三	静岡縣第二区選出議員	一八四	村上 勇君	二一六	浦野 幸男君
一二二	桜井 茂尚君	一五四	松平 忠久君	一八五	橋本登美三郎君	二一七	宇野 宗佑君
一二三	長谷川正三君	一五五	赤路 友藏君	一八六	松野 頼三君	二一八	大泉 寛三君
一二四	細谷 治嘉君	一五六	淡谷 悠藏君	一八七	瀬戸山三男君	二一九	八田 貞義君
一二五	米内山義一郎君			一八八			

二五〇	加藤 高藏君	二五九	竹内 繁一君	三〇八	逢澤 寛君
二四九	河本 敏夫君	二七八	三原 朝雄君	三〇六	永田 亮一君
二四八	堀川 恭平君	二七七	坂村 吉正君	三〇五	田村 元君
二四七	坪川 信三君	二七六	栗山 秀君	三〇四	古川 文吉君
二四六	伊能繁次郎君	二七五	野呂 恭一君	三〇三	相川 勝六君
二四四	床次 徳二君	二七四	山本 幸雄君	三〇二	中村 幸八君
二四三	荒船清十郎君	二七三	山村新治郎君	三〇一	植木庚子郎君
二四二	中馬 辰猪君	二七二	大野 明君	三〇〇	野田 卯一君
二四一	吉田 重延君	二七一	藤本 孝雄君	二九九	大倉 三郎君
二四〇	内田 常雄君	二七〇	塚田 敬君	二九八	木村 俊夫君
二三九	海部 俊樹君	二六九	佐藤 榮作君	二九七	丹羽喬四郎君
二三八	佐々木秀世君	二六八	石井光次郎君	二九六	草野 一郎平君
二三七	三池 信君	二六七	三木 武夫君	二九五	藤田 義光君
二三六	広島県第三区 選出議員	二六六	藤山愛一郎君	二九四	額 彌三君
二三五	安藤 覺君	二六五	福田 赴夫君	二九三	始 関 伊平君
二三四	内藤 隆君	二六四	中村 梅吉君	二九二	丹羽 兵助君
二三三	森山 欽司君	二六三	椎名悦三郎君	二九一	井原 岸高君
二三二	山本 勝市君	二六二	永山 忠則君	二九〇	金丸 信君
二三一	中川 俊思君	二六一	小平 久雄君	二八九	八木 徹雄君
二三〇	坊 秀男君	二六〇	鈴木 善幸君	二八八	高橋清一郎君
二二九	田中 龍夫君	二五九	中村 寅太君	二八七	服部 安司君
二二八	山田 彌一君	二五八	福田 篤泰君	二八六	倉成 正君
二二七	保科善四郎君	二五七	田中 角榮君	二八五	田邊 國男君
二二六	渡海元三郎君	二五六	二階堂 進君	二八四	蔵内 修治君
二二五	長谷川 峻君	二五五	櫻内 義雄君	二八三	渡辺 栄一君
二二四	濱田 幸雄君	二五四	小川 平二君	二八二	熊谷 義雄君
二二三	田中 正巳君	二五三	原田 憲君	二八一	大竹 太郎君
二二二	砂原 格君	二五二	濱地 文平君	二八〇	木村 剛輔君
二二一	岡崎 英城君	二五一	青木 正君		本名 武君
二二〇	松澤 雄蔵君				

三三六	佐藤洋之助君	三六四	田澤 吉郎君	三九二	西村 直己君	四二〇	田中伊三次君
三三七	水田三喜男君	三六五	松山千恵子君	三九三	木村 武雄君	四二一	藤井 勝志君
三三八	竹山祐太郎君	三六六	渡谷 直藏君	三九四	長谷川四郎君	四二二	佐々木義武君
三三九	早稲田柳右衛門君	三六七	谷川 和穂君	三九五	福永 一臣君	四二三	田川 誠一君
三四〇	坂田 道太君	三六八	伊東 隆治君	三九六	秋田 大助君	四二四	大阪府第三区 選出議員
三四一	島村 一郎君	三六九	四宮 久吉君	三九七	上林山榮吉君	四二五	井村 重雄君
三四二	岸 信介君	三七〇	小笠 公昭君	三九八	塚原 俊郎君	四二六	亀岡 高夫君
三四三	広島県第二区 選出議員	三七一	大坪 保雄君	三九九	小金 義照君	四二七	久保田円次君
三四四	益谷 秀次君	三七二	金子 岩三君	四〇〇	小川 半次君	四二八	細田 吉藏君
三四五	星島 二郎君	三七三	毛利 松平君	四〇一	石田 博英君	四二九	新潟県第二区 選出議員
三四六	松村 謙三君	三七四	田中 榮一君	四〇二	小泉 純也君	四三〇	天野 光晴君
三四七	山口喜久一郎君	三七五	賀屋 興宣君	四〇三	早川 崇君	四三一	谷垣 專一君
三四八	松田竹千代君	三七六	小枝 一雄君	四〇四	倉石 忠雄君	四三二	飯谷 忠男君
三四九	馬場 元治君	三七七	小山 長規君	四〇五	中會根康弘君	四三三	正示啓次郎君
三五〇	橋本龍太郎君	三七八	有田 喜一君	四〇六	前田 正男君	四三四	神奈川県第三区 選出議員
三五一	小渕 恵三君	三七九	廣瀬 正雄君	四〇七	川野 芳滿君	四三五	福井 勇君
三五二	西岡 武夫君	三八〇	今松 治郎君	四〇八	周東 英雄君	四三六	進藤 一馬君
三五三	佐藤 孝行君	三八一	笹山茂太郎君	四〇九	篠田 弘作君	四三七	大西 正男君
三五四	奥野 誠亮君	三八二	堀内 一雄君	四一〇	松浦周太郎君	四三八	鴨田 宗一君
三五四	村山 達雄君	三八三	森田重次郎君	四一一	内海 安吉君	四三九	中山 榮一君
三五六	渡辺美智雄君	三八四	中垣 國男君	四一二	志賀健次郎君	四四〇	福島県第三区 選出議員
三五七	渡 徹郎君	三八五	藤枝 泉介君	四一三	小島 徹三君	四四一	唐澤 俊樹君
三五八	伊東 正義君	三八六	西村 英一君	四一四	森下 國雄君	四四二	滋賀県 選出議員
三五九	藤尾 正行君	三八七	福田 繁芳君	四一五	池田正之輔君	四四三	龜山 孝一君
三六〇	地崎宇三郎君	三八八	灘尾 弘吉君	四一六	小澤佐重喜君	四四四	齋藤 邦吉君
三六一	徳島県 選出議員	三八九	野田 武夫君	四一七	千葉 三郎君		
三六二	和爾俊二郎君	三九〇	黒金 泰美君	四一八	原 健三郎君		
三六三	砂田 重民君	三九一	福田 一君	四一九	井出一太郎君		

四四五	山形県第二区 選出議員
四四六	竹下 登君
四四七	濱野 清吾君
四四八	愛知 揆一君
四四九	正力松太郎君
四五〇	一萬田尚登君
四五一	大高 康君
四五二	鍛冶 良作君
四五三	白濱 仁吉君
四五四	山形県第一区 選出議員
四五五	赤澤 正道君
四五六	白井 莊一君
四五七	宇都宮徳馬君
四五八	吉川 久衛君
四五九	菊池 義郎君
四六〇	池田 清志君
四六一	重政 誠之君
四六二	押谷 富三君
四六三	田中 彰治君
四六四	遠藤 三郎君
四六五	根本醒太郎君
四六六	荒木萬壽夫君
四六七	羽田武嗣郎君

昭和四十年十二月二十日 衆議院會議録第一号

三二

明治三十五年三月三十一日
第三十三号 郵便物認可

定価 一部二十五円

ただし原書は三十円
(配送料別表)

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地

大蔵省印刷局

電話 東京 五八二 四四二 (大代)